

第百六十五回国
参議院
国土交通委員会
會議録第六号

平成十八年十二月十二日(火曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

十二月八日

辞任

柳澤 光美君

補欠選任

田名部匡省君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

山下八洲夫君

谷合 正明君

委員

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

小池 正勝君

田村 公平君

中島 啓雄君

藤野 公孝君

吉田 博美君

加藤 敏幸君

北澤 俊美君

奥石 東君

田名部匡省君

羽田雄一郎君

前田 武志君

魚住裕一郎君

小林美恵子君

淵上 貞雄君

後藤 博子君

衆議院議員

国土交通委員長

塩谷 立君

代理

愛知 和男君

代理

赤澤 亮正君

代理

三日月大造君

代理

伊藤 涉君

代理

冬柴 鐵三君

代理

望月 義夫君

代理

渡辺 具能君

代理

藤野 公孝君

代理

伊原江太郎君

代理

稲見 敏夫君

代理

柴田 耕介君

代理

宿利 正史君

代理

宮田 年耕君

代理

榊 正剛君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

代理

平山 芳昭君

衆議院送付

○観光立国推進基本法案(衆議院提出)

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、衆

議院送付)

○委員長(大江康弘君) ただいまから国土交通委

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る八日、柳澤光美君が委員を辞任され、その

補欠として田名部匡省君が選任されました。

○委員長(大江康弘君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

建築士法等の一部を改正する法律案の審査のため、

国土交通省総合政策局長宿利正史君、国土交

通省道路局長宮田年耕君及び国土交通省住宅局長

榊正剛君を、また、観光立国推進基本法案の審査

のため、法務省人国管理局長稲見敏夫君、国土交

通大臣官房総合政策審議官柴田耕介君及び国

土交通省政策統括官平山芳昭君を政府参考人とし

て本日の委員会に出席を求め、その説明を聴取す

ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大江康弘君) 御異議がないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(大江康弘君) 建築士法等の一部を改正

する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○加藤敏幸君 おはようございます。

民主党・新緑風会の加藤敏幸でございます。

前回に引き続きまして、建築士法の一部を改正

する法律案につきまして御質問を申し上げます。

思います。よろしくお願いいたします。

免許の更新問題について少し議論をいただきました

というふうにあります。

建築士法の改正にかかわるこれまでの審議会での

議論におきまして、建築士免許の更新問題が

様々な議論が行われてきました。医療関係、弁護

士など法曹関係、あるいは公認会計士などの経済

関係の国家資格においても何度となくこの更新

の問題が議論されてきましたけれども、御承知の

とおり、実現するには至っておりません。恐ら

く、免許更新に伴う負担の大きさをゆえにそれぞ

れの当事者の反対が強いと、これもまた理解ので

きる面もございます。加えて、講習にしろ試験に

しろ、これに受かるということと本人の職業能力あ

るいは倫理、道徳観との間には関係性がないので

はないかと、こういうふうな御意見があること

も、それはそれなりに理解をしておるわけであり

ます。

しかし、今回の建築士法の改正に当たって、日

本建築家協会は、CPD、継続的職能研修制度と

団体加入義務付け、これを前提とした建築士の登

録の更新制を要求されております。免許の更新制

度ではなく、あくまでも登録の更新制度でござい

ますが、基本的に医師免許と同様に、命や安全に

かかわるこれらの士業では業務独占が保障されて

いることもあり、時代の変化に伴う社会的な様々

な要請、まあこれはいろいろ技術だとか技能、知

識、知見の向上等、そういったことも含めまし

て、そういった時代情勢にこたえていくためには

何らかの形で更新制度というふうなものも導入す

べきではないんだろうかと、私としてはそのよう

に考えている次第でございます。

話は少しそれますがけれども、そもそも両者とも

国家資格でございますけれども、その合格率は、

医師資格につきましては近年はほぼ九〇%前後で推

定

定

定

定

定

定

定

定

定

移していますけれども、一級建築士の方は、学科が昨年二五・二％、昨年は二五％、そして本年が一〇％、四万九百五十名が受験して四千九十九名が合格と、一段と厳しくなっております。司法試験は合格率三％前後と超難関試験で、これ比較のしようがないといえはそういうことでございませうけれども、それにしても、建築士も国家試験の中ではかなりの難関試験となっていると私は受け止めております。

しかし、難関試験に一度合格さえすれば、世の中がどのように変わろうと、また建築士自身の考え方や能力などがどのように変わろうとも、あとは資格さえあれば何でもできるということでは、建築士資格というものの權威なり周囲、国民の尊敬の度合い、そういったものにも問題が起るのではないかと、このように考えている次第であります。

この免許更新制度につきましては、関係審議会でもかなり突っ込んだ議論がなされたという聞いております。この課題に対する検討経過や国土交通省としての御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(榊正剛君) 委員御指摘のように、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会というところで議論をさせていただきました。免許の更新制をやつてはどうかとか、新しく何年かごとに試験をやつたらどうかと、こういう意見がございました。免許の更新制については、更新制は不要ですか、定期的な更新の義務付けで対応すべきという御意見がある一方の中で、実務実績と継続的な講習を要件とする更新制とすべきだという御意見もございました。

私も、実は、他の業務独占制度で免許の更新制を現に持っている制度というのを見てみますと、運転免許ですとか海技士免許とか狩猟免許といったようなのがございまして、実は視力、聴力に支障があるかないかといったような身体検査を含むような身体機能と密接な関係があるような試験に、資格に実は更新制が限定されているんだというところでございます。そういったことから考え

ますと、弁護士などの他の資格と同様に、私どもの建築士の資格も体が衰えたから頭が衰えるというわけでもございませんので、そういった意味で、身体機能の低下による能力低下というのは余り考えにくいんじゃないかというようにもなっております。免許の更新制の導入はちよつと困難な面があるのではないかと、こういうふう考えた次第でございませう。

その中で、審議会の最終答申では、所属建築士に対して一定期間ごとの講習の受講を義務付けることによつて建築士の資質、能力の向上を図るべきだと、こういうような御意見を最終答申でいただいたということもございまして、この答申を踏まえまして建築士に定期講習の受講を義務付けることにいたしました。これによつて建築士の能力の維持向上が図られて実質的に免許の更新制と同様の効果があるものと考えております。

ただ、講習といつても聞けばいいというわけではございませんので、講習が終わつた後に審査を実施していただいで、講習の成果が上がつていくかどうかというのを確認した上で講習修了ということにさせていただきますというふうには思っております。

○加藤敏幸君 おおむね国土交通省としてのお考えが伺いし得たと、このように感じております。もう一回免許初めからというもの確かにブラインドを傷つけるような側面もございまして、自分がその立場になったときに賛成できるのかと、これはいろいろ立場立場によつて意見がございませう。そこで、審査を行う受講と、こういうところに私は新しいアイデアを入れた、ああ、なるほどなど、こう思います。

医者に掛かりますと、お医者さん、よく学会があるからということで次期診療が日程が合わないということもあります。あれは税法上もいろいろ私は配慮されておまして、お医者さん自身が自己研さんのためにエネルギーを使いなさいというようなことはある種社会的にも強い要請があるし、それにこたえてきた側面がこれまたあつたと

いうふうに思うわけがあります。

そこで、単に受講すればいい、人の話を居眠りしながらでも出席さえすればいいということじゃなくて、この審査というところが、言わば理解度テストというふうな私にはよく呼んでいられるすけれども、本当に気に入らせて聞いておつたの、正しく聞いたのということをしっかりとチェックすることによつて、その受講が意味があつたというふうによつてその建築士さんの、アップ・ツー・デートという言葉があらますけれども、知識だとか知見をしっかりと高めていくと。

そういうような意味で、この審査の在り方についていかかされますかということについて更にここで明らかにするということ、準備の問題もあるでしょうし、それから講習団体の方の考え方をもう少し広めるといふことも、調整を図るといふこともあると思いますので、私としては世に開かれた、公平な、そしてしっかりと中身のある受講とその審査ということを要望しておきたいというふうに思いますけれども、局長として何か決意とかあれば、一言ください。

○政府参考人(榊正剛君) これから、実は講習内容自体が今から定めるといふこともございませう。どの程度の審査結果にするかということにつきましても、委員の御指摘を踏まえながら、きちっと検討してまいりたいと思ひます。

○加藤敏幸君 ありがとうございます。

次に、建築士試験と若者の挑戦というふうなちよつとタイトルを付けさせていただきます。

今、フリーター、ニートの問題は社会的な問題となつておるし、安倍政権も再チャレンジという言葉を使つていろいろ対策をお立てになつていられるんだというふうに思ひます。私は、いろいろな立場で、社会的な若者を本当に社会参加をさせるという意味でも、職業能力を含めてその機会と場を与えるということは大変必要だといふふうな思ひうわけでありませう。やはり失われた十年、若い方々に社会、企業あるいは行政も含めてどういふ姿勢で対応しておつたのかと、私も実業界といひ

ますか、その現場で労働組合の活動を担つた立場から言つと背に腹は代えられなかつたという現実があつたわけですから、やっぱり未来のある若者によつて希望なりチャンスといふふうなものを積極的に努力をすべき、そういうふうな反省もこれあるわけでありませうけれども。

ここで、建築士試験に關しまして、今回の法改正に伴ひ建築士の受験資格を見直す、このようにされております。建築士の資質や能力の向上を図る上で国家試験そのものをより厳格に、より適切にすることに關してはこれは十分理解できるところでございませう。

しかし、反面、留意していただきたいということがございませう。それは、現在もう建設業にあつて二級建築士や木造建築士の資格取得を目指して頑張つていられる若い人たち、青年がたくさんおられるといふことでございませう。二級建築士と木造建築士の受験資格に關しましては、高等学校で建築・土木課程を修了した者は三年以上の実務経験が必要と、こうなりましたけれども、普通科や中学卒業者は七年の実務経験が求められております。職業訓練校や専修学校、各種学校では修業年数によつてこの実務経験年数が減らされておりますけれども、いずれにしても高校を出なかつても現場で七年間頑張れば、まじめにしっかりと、親方といふんでしよつか、先輩に付いてやつていけば受験資格が得られるといふことでございまして、これは若い人たちにとつて自分を高めていく具体的な場があるといふことで大変有意義ではないかと、このようにも感じておるわけでありませう。

本年の二級建築士の学科試験合格者の三〇％はこの七年実務の受験者であると、このように聞いております。昔から建設業界においては建築士という資格を夢見て多くの若者が働ながら受験勉強に精を出してきたといふことでございませうし、そういう努力が世の中のやつぱり良さを維持しているんじゃないかと、このように思つておるわけでありませう。この制度の良さといふものは是非とも継続してもらいたいと、このように私は考えて

おりますし、そういう声も多々届いておるとい
ことでございますけれども、こは冬柴大臣の御
見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(冬柴鐵三君) もう加藤委員の御指摘
のとおり、私もそのように思います。建設業界に
ありまして、実務経験を積みながら若い人が建築
士の取得、資格に挑戦するということはすばらし
いことでして、これが日本の活力を生む源泉にな
るだろうというふうに思います。

したがって、我々は今回この資格取得につ
いての学歴要件とか実務要件の見直しをいたしま
したけれども、今挙げられましたように七年の実
務経験、ただし、やはり設計図書に密接な仕事に
携わるといことが要件になりますけれども、そ
ういう方々、七年があれば学歴要件なしに二級建
築士を受験する資格を与えるということはもう変
えることはありません。そしてまた、そのように
合格した方が四年間やはり実務経験を積み、今度
は一級建築士を取得することができます。

十一年というふうに長い時間ですけれども、そ
のような努力をされる方が一人でも多く出てき
てくださることを願うものでありますし、その点に
ついては今回の改正におきましても変更いたして
おりませんので、頑張っていたきたいと思いま
す。

○加藤敏幸君 ありがとうございます。

国会の場でございますけれども、そういう若い
方々に一人でも多くやっばり挑戦をしていただ
くし、またそのことが十分報われるし意味があ
ると、こういうふうなことを私は、いろんな立場
がありますけれども、精一杯声を出して伝えてい
くことも大事ではないかと、このように思ってい
ますので、また国土交通省、機会があれば、また大
臣も機会があれば激励をしてやっていただきた
いと、偉そうに言うわけじゃないですけども、よ
ろしくお願ひしたいと思います。

それでは、建築士の報酬について少し御質問を
申し上げます。建築士の報酬に比べて少し御質問を
申し上げます。

これも、建築法の改正のときにも私、結構七、

八分使って御質問申し上げたわけでございますけ
れども、建築士の地位の独立性や職能としての権
威を保つていくためには、これ当然一定の報酬の
保障がなければならぬ、論をまたないことだと
思います。

建築士には求められる知識、経験、国家資格取
得のための膨大な労力と学習費用が投入されてお
ります。しかし、残念ながらその報酬は、医師や
弁護士などの士業に比べればかなり低くなつて
いるのではないかと、このように感じております。
さきの通常国会で建築基準法の改正で質問させ
ていただきましたけれども、当時住宅局長の答弁で
は、驚くほど建築士の年報が低いこと、十七年度
で年収五百四十万円という数字が紹介されてま
した。今回の姉歯元建築士による構造計算偽装事
件でも、そもそも彼の生活に余裕がなかったと、
このような発言もあつたというふうに聞いており
ます。

この建築士の報酬の在り方については衆議院で
もかなり掘り下げた議論が行われてきました。基
本的には、業界内の収益配分構造にかかわる問
題、それから独占禁止法との関係もあつて、デザ
インと構造計算という最も建築設計で重要な部分
がコスト主義、価格競争主義の下に置かれてい
るという問題もあります。建築士には、建物、デザ
インについて、環境問題や景観の問題、居住性
とか、公共的建物であれば住民へのサービスの問
題など、様々な社会的要請にこたえているという重
要な任務を負っている、これも事実でございます。
このような建築士への評価が単純に金銭に換
算できるものではなく、単に安く早くやればよい
という、そういう世界でもないではないかと、
私もそう感じるわけでありまして。言い換えれ
ば、むしろ競争原理が、簡単にコストのたき合
いということが働いてはどうかかなと、そうい
う世界とも少し違うのではないかと、このよう
も感じてるところでございます。

そこで、独占禁止法との関係で、設計コストに
ついては、昭和五十四年以降、建築士法第二十五

条の規定に基づき建設省告示第十二百六号とい
うガイドラインが設けられました。しかし、これが
厳密には機能しておらず、設計コストがより低
く抑えられているという実態がございます。今後は
独占禁止法との関連も含め、建築士の報酬を十分
に保障していくシステムづくりを考えていかな
ければならないんじゃないかと、私はそのように思
うわけでありまして。

衆議院の審議では住宅局長がこの告示第十二百
六号の見直しを答弁されましたけれども、実態と
してこういったガイドラインが実効性を持ってい
ないことに問題があると、このように思います。
建築士法第二十五条は、国土交通大臣が基準を定
めてこれを勧告することができると規定されてい
ますけれども、更に強制力を持たせるような条文
修正もいずれ必要ではないかと、このように思う
わけでありまして。

この点について国土交通省としての見解をお伺
いしたいと思います。特に、今回のように資格制度をよ
り厳しくし、一方で十分な報酬が保障されない
となると、建築業界には優秀な人材が入ってこ
なると、こういう懸念もございまして。そのよう
なことも含めまして御見解をいただきたいと思
います。

○政府参考人(橋正剛君) 実は、報酬基準の告示
でございますけれども、昭和五十三年までは業界
の方の自主基準みたいな形で、工事費の何%と
いったような形で定められておりましたが、公正
取引委員会の方からそれは不適切だという御指摘
を受けまして、それじゃ何らかの目安が要するの
ではないかというふうなことで、建設省告示第十二
百六号という形で出さしていただきました。昭和五
十四年でございますので、実はもう二十七年も
たっております。

当時出しました告示と申しますのは、言わば用
途別の工事金額別に、人日というふうな形で出さ
していただいております。したがって、言わ
ば現在のように設計業務が例えばデザインですと
か計画ですとか構造ですとか設備ですとかとい

たような形に分けられておらず、言わば用途別、
金額別というふうな形の表になっておるわけで
ございます。そういった意味でいいますと、今回の
改正のときにも申し上げましたけれども、現在の
建築の設計というのが非常に複雑多岐にわたつて
専門化、分化しているというのを申し上げまし
たが、実はその報酬基準がそういう専門分化を
表したような形になっていないのではないかと
いうふうに私も反省をいたしております。

したがって、今後実態調査をきちっと行
った上で見直しを行いたいというふうに考えてお
ります。その具体的な方向性という意味では、そ
の標準的な業務量というふうな形で、人日とい
うのはまあ公取の関係もあつて外せないかなと。
ただし、デザイン、計画、構造、設備といったよ
うな分野別にそれを見せたいというふうな
思っておりますし、金額別ではなくてむしろ床
積単位というふうな形で示した方がより分野別、
規模別といったようなイメージが出るのではない
かと思っております。それから、委員御指摘のよ
うな設計業務のCADですとか、周りの景観、環
境といったような調査業務といったようなもの
も増えておりますので、そういったような業務量
の見直しを行いたいというふうに考えております。

ただ、強制力を持たせたらどうかという御指摘
がありましたけれども、そもそもこの告示をつくり
ましたゆえに、不公正な取引方法に当たるとで
はないかというふうなことの御指摘から始まった
告示ということがございまして、なかなか難しい
問題があるのではないかと、このように思ってい
ます。したがって、今回建築主の目安となるよ
うな標準的な業務量を、言わば人日というふう
な現行枠組みを維持しながら、現在の設計業務、監
理業務の実態に合ったような形で枠組みを見直
していききたいというふうに思っております。所要
の実態調査は実はまだ着手をしておりませんので、
この法律が通りますれば、来年度直ちに取掛か
りまして、そういったような見直しを行ってい
きたいというふうに考えておるところでございま

す。
○加藤敏幸君 流れにつきましては理解ができるというふうには思っております。

私は最低賃金について長らく携わっておりまして。これは、働く人たちの再生産をやつぱり保障するという意味、まあ最低賃金というものは余り意味がないのではないかと時々言われましたけれども、しかし大阪のハイヤー、タクシートの規制緩和による台数の激増により、実質最低賃金に及ばない給与実態というふうなことも社会問題化をされておるということでございます。

そういうような視点で、やはり働く者とか、あるいはある専門職能に就く専門家の、まあプライドのある高い人たちが皆さん方についても、やつぱり最低限の生活ということではなくても、やつぱりまあ世間相応というんですか、社会的に当然そうだと、そういう報酬が現に、保障されるという言葉はちよつと問題がありますけれども、まあ努力すればそういうようなものが実現するということがある、例えば建築士という矜持も守られるし、衣食足って礼節を知るといふ言葉が、ことわざがありますけれども、そういうふうなことにやつぱり深く国全体が思いを致すということは大切なことだと。

また、そういう裏付けなしに、やあ、おまえたちプライドだけで頑張るなさいと。私はそれでは回らないし、何が起るかわからないし、そして建築士というのは、ユーザーからいふとある部分、その建物とか住まいの品質、安全性を最後に確保してくれる、担保していただける専門家だと、こういう立場もあるわけでして、やつぱりそこをしっかりと私は注目すべきだし、でき得ればそういう制度を支えるべきだというふうに思ふわけです。

ちよつと長くなって申し訳ございませんけれども、最低賃金は、最低賃金というふうなものを規定してそれを保障すること、もう一面、実は競争、公正な競争を維持することがあるんです。つまり、労賃のダンピングを許すと、

そのことがコスト競争の原資になってしまうと。つまり、働く人たちの賃金をたけたたけただけ安く応札できるということが、公序良俗にどうなんだという意見も含めて、最低賃金というのがずっと議論されてきたというふうなことは経過があるわけでございます。同じように、もう公正取引委員会がいろいろおっしゃることもそれは一つの事実ではあるけれども、しかし、だれも挑戦しない、魅力のない報酬体系の下、果たして本当にこの法律が目指す建築士法の、やつぱり人々の、皆さん方の倫理観とか、その職業意識にやつぱり訴えていく、そして日々研さんをしていただくということが現実保障できるはずもないなというふうなことを感じ取る次第でございます。

そういうようなことを含めて、是非ともこのことに関して、今局長いろいろ御答弁していただきましていただいても、私は、国土交通省として、法律として建築士法が仮に実現したとしても、それを魂を入れる制度として、この建築士の報酬に関して、やつぱりスケジュールを含めて、やつぱりあるビジョンを提起していただきたい。それがこの国会で建築士の皆さん方に対する私たちのメッセージになるのではないかと、このように感じたいと思ひます。

○国務大臣(冬柴鐵三君) もうおっしゃるとおりでございます。ただ、独占禁止法の公正取引委員会の意見等もありまして、土業の報酬規定については厳しく見られているわけで、その一環としてこの問題が、非常に困難ではございますけれども、しかし我々としては今おっしゃったような観点からしっかりと検討をさせていただきたい。そして、それが作る以上は使っていただけのような、そういうようなものを作っていくというふうな思ひでございます。

○加藤敏幸君 大臣の答弁を取りあえずは受け止めたと思ひます。それから、局長の方には、実態調査をされる

ただきたいと思うんです。特に平均値じゃなくて、地域地域のやつぱり個別分散したデータを私は見ていただいて、そして対話していただきたいと思ひます。平均値で出したら、何か五百四十万だったら、沖縄から島根まで全部五百四十万のように思えますけれども、現実はそのようなんです。やつぱり地域によって物すごく、今地方の格差と言われているけれども、やつぱり相当な差があつて、その上で地域で建築士、店出しているというこの実態を私はやつぱり見詰めていただき、そのことからやつぱり方策というふうなことも展開していただきたいということを御要望申し上げまして、時間になりましたので終わりたいと思ひます。

○山下八洲夫君 おはようございます。民主党・新緑風会の山下八洲夫でございます。

冬柴大臣におきましては初めての質問でございます。まず最初に改めて、大臣、御就任おめでとうございます。衆議院時代、特に議連の委員会だったと思いますが、御一緒したことなんかを思い出しながら、ちよつと質問しづらいたところもございまして、この際勇気を持って、思い切つてさせていただきたいというふうに思ひたりもいたしております。

去る十月二十四日だったと思いますが、冬柴大臣が国土交通大臣としてのそれこそ発言をなさいました。この冬柴大臣の所信に對しまして質問をする機会がありませんでしたので、今日の法案に入る前に二点だけ簡潔にちよつと御質問させていただきます。この二点にちよつと御質問させていただきます。

特に安倍内閣が掲げております「美しい国、日本」の実現のため、国民の視点に立ち、国土交通行政を推進してまいりますと、冬柴大臣もそのようにこの所信で述べられていらつしやいます。私はふと、安倍総理大臣の「美しい国、日本」と、どんな国が「美しい国、日本」なのか、なかなか私は今日もまだ理解をしていないんです。

安倍内閣をじつと私なりに見てまいりますと、自民党の皆さん方で比較的保守色の強い方が閣僚になっていらつしやるなど、自民党の中でですよ、冬柴大臣ではありません。官邸のスタッフを見ましても、どちらかというと自民党の中でも保守色の強い方だということに私は印象を持っています。

そういう中でも安倍内閣というのは、今一生懸命教育基本法を改正をしようと、一生懸命毎日のように委員会を開いて頑張つていらつしやるようでございますが、うわさでは憲法改正の話も出てまいりますし、あるいはあの非核三原則の問題なんかについては外務大臣がちよつときな臭い発言をされたり、いろいろとあるわけでございます。そして、どちらかといいますと、財政厳しいということ、公明党も大きな政策の柱になっていると思ひますが、福祉関係はじわじわと後退させていくんじゃないかと、こういう心配も見えてくるんです。

こういう国づくりが安倍総理の言っている美しい国づくりなのか、美しい国、日本」なのかというふうな理解をせざるを得ないのかなというふうな思ひたりしております。私は、それより、そういう国より現状の方が美しい国じゃないかというふうな思ひたりするわけでございます。冬柴大臣の、ここにもうたつております、先ほど申しました安倍内閣が掲げる「美しい国、日本」、その実現のためということでございますが、どのような国が美しい国なんでしょうか。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 山下議員とは衆議院時代も一緒に戦つた仲間として、大変格調の高い質問をいただきました。

私は、日本は北海道から沖縄まで南北に細長い国土であるがゆえに、四季折々の美しい自然というものを見ることができる本場に世界でもまれな私は国だと思ひます。四面環海ではありますから、水辺、海辺のすばらしさ、その景観のすばらしさは世界に誇るものだと思いますし、また国土の七割までが森林に覆われているということが、

緑滴るといいますか、すばらしい国だと私は思います。

また、歴史におきましても、二千年を超える、三内丸山になりますとこれは六千五百年も前の史跡だと言われておりまして、そういう場所が高い文化が今でも目で見られるというすばらしい、地方地方にすばらしいものがあります。歴史も有史以来、二千年以上の歴史があつて、奈良に行きますと本日に、明日香村へ行きますと、弥生の初め、古墳から弥生の初めにかけての日本の高度な文化が見られるわけでありまして。

そういうことで、私はこの恵まれた自然とかそして歴史、まあ外国のことを言つたらあれですけども、アメリカの独立宣言は一七七六年といつたら今から三百年足らずの近い話です。そういうことを比べますと、日本のその歴史、古事記や日本書紀、万葉集なんて物すこい古い歴史が誇ることが出来るわけで、そういうことを考えたときに、私は、そこに我々が住む、我々の子供たち、孫たちがそういう自信や誇りを持てるような、そのような国土を形成するのが我々のこの国土交通省の使命だと思ひます。それを言い換えれば、これは「美しい国、日本」というものをつくるのが我々国土交通省の使命であるというふうに考えるわけでございます。

ただ、それでは余り抽象的過ぎるんですけれども、その中でもやはりこの安全、安心ということ、これをやはり重視しなければ、その目的とはそぐわないだろうというふうに思ひます。そのために、日本にはやはりそういう国柄から地震というもの、非常に大きな地震があります。そういうときに、やはりそこに住む人たちが安全で安心感を持てるような国土づくりということで、あるいはその家屋にしてもそういう配慮が要ります。また、交通機関におきましても大きな事故が起こつたわけですけども、そういうものについて社長から末端の社員に至るまで本当に安全というものを常に意識していただけるような政策を取ることにより、やはり安心な国土ということがつ

くれるのではないかとこのように思ひます。

また、日本はもう少子高齢化がこの三十年で進み、日本は男女ともに世界最長寿命国になりましたけれども、それがやはり大きなこの国の国づくりに影響を与えていると思ひます。例えば、明治期以来日本は本日に中央集権型の行政組織を取つてきました。これは近代化には、急速な近代化には役には立つたけれども、東京に政治も金融も経済も文化や教育まで密集してしまつて、若い人がみんなそこへ吸ひ寄せられるという過密と、反面、地方の過疎ということが進んでしまいました。こういうことを改めて国土をつくらなければならぬというふうに思ひます。競争力に勝ち抜くためにどうあるべきかというような国土づくりが必要だと思ひますし、また頑張る地方というところが、若い人が集まつてくれるような国づくりも必要だと思ひます。

私は、「美しい国、日本」というものは、恵まれたその国土や歴史という、自然というものを生かしながら、今言つたような方向でこの国をつくっていくのがこの「美しい国、日本」である、私はそのように思つております。

○山下八洲夫君 冬柴国土交通大臣の美しい日本につきました、本当に懇切丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。よく冬柴大臣の美しい日本については理解をさせていただきました。ただ、残念でありましたのは、安倍内閣が掲げる美しい日本についてはちよつとお触れられになれなかつたなというふうに、そこは残念でございますが、それと同時に、一つお願いがございます。今日はちよつと後ほど盛りだくさんの質問を用意しておりますので、なるべく簡潔に御答弁いただければ有り難い。勝手なことを申しまして、恐縮に存する次第でございます。

もう一点だけ、この所信での質問をさせていただきたいと思ひます。所信の中で「道路特定財源については、行革推進法等に基づき、一般財源化を図ることを前提とし、」ちよつと気になるんですが、「一般財源化

を図ることを前提とし、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめます。」と、このように所信で述べられました。そして、十二月の八日でございますが、与党といつたしましても、まあ私から申し上げれば玉虫色の決着かなという印象を持ちました。一応決着を見たということも理解をいたしております。

公明党の太田代表が、過日、ロシアの訪問中にこのような発言をなさつていらつしやいます。道路特定財源の一般財源化について、税率を下げないならば、税の性格からいつて道路関係や高速道路料金金の引下げなどに使う方向を軸にして検討してもらいたい、納税者の納得が得ることが大事だということなどを述べられていらつしやいます。それから、与党で決着が付くちよつと前の十二月の七日には、同じく太田代表が、納税者の理解を得るといふ我々の主張がどこまで表現されるかしっかりと見守りたい、このような発言をなさつていらつしやいます。そして、せんだつて八日の日に最終的に決着をいたしたわけでございますが、大臣のこの所信の発言と今回の決着の付方、これにつきまして十分御納得がいかれていくのでしょうか。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 私としては、納得がいつているということを申し上げたいわけであり

ます。昨年末の政府・与党合意、そしてまた今年に入りましてからの骨太政策二〇〇六、そしてまた行政改革基本法等で共通して道路財源の問題について述べているくだりは、この道路特定財源は、その税率を維持しつつ、一般財源化を前提に、納税者に十分説明をし、その納得を得つつ、本年中に具体策を策定すると、こういうことが共通のフレームズだつたと思ひます。

それで、税率を維持しつつということとは、今まで道路特定財源として本則及び暫定税率から入つてきたお金は、毎年入つてきたお金そのものが道路整備に使われるということがうたわれている原則はこれは改正をしないと、こういうことでござい

ますが、しかしながら、そうするためには、これは平成十五年に五年間、三十八兆円という事業量を示して、それで道路整備を行うから暫定税率を上乗せすることを容認してほしいという説明をしているわけですね。したがつて、これを違反するわけにはいかないというのが私の基本的な考え方でございます。

そうしますと、二十年以降も暫定税率を維持しながらそれを一般財源化するということは、その見合いとして負担を求めるわけですから、受益はどうなるのかということを確認にすべきだと、私はそれを強く主張してきました。その中で、今回合意されたのは、真に必要な道路整備は計画的に進めると、これだけでは抽象的過ぎるので、十九年中にこの中期道路整備計画を明確にして、どういう道路を造るかということをはつきり示しますということをお願いするわけでございます。

そういうことで、私は受益と負担というものがこの合意の中には盛り込まれたということで、私は評価をしていくわけでございます。

○山下八洲夫君 今回のこのまとめは私も一定の評価をしておりますので、本論ではございませんので、この辺で終わらせていただきたいと思います。

それでは、建築士法の一部を改正する法律案について伺いたいというふうに思ひます。

ちよつと昨今の今ごろは、元師範一級建築士が耐震偽造を行ひまして、もう今ごろは大変なこの問題で大騒ぎの時期だつたなというふうに思つております。これが昨年の十一月十一日に構造計算偽装問題は発表されたわけですね。それこそ国民生活の拠点であります、本日にまた同時に一世一代の大事な大事な大変高い買物であります住の安全、安心を根底から大きく揺るがした大問題であつたわけでございます。国土交通省は当時、一生懸命調査を進めまして、進めれば進めるほどこの偽装物件が拡大いたしまして、それこそ建築確認検査制度の、どちらかといひますと形骸化が逆にさらされることになつたんじゃないかなという

ような気もいたしております。それから今、約一年経過したわけでございますが、この間の国土交通省のいろんな関係者の皆さん、正直言いました、一生懸命取り組まれたと、いろいろな多大な苦勞もあつたろうなというふうに私も察しております。

そういう中で、前大臣の北側国土交通大臣から今回この重責をお引継ぎなさったわけでございますが、この一年間たちまして、冬柴国土交通大臣は、構造計算偽装事件のこの問題に対する今日の御認識はどのように思っているか、また今後どのような対応をなさろうとなさっているか、御披露いただければ有り難いというふうに思います。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 今回の、有資格者である一級建築士の姉齒という人がとんでもないことを行いました。そういうことからこの問題考えたときに、三つの観点から総括をしなきゃならないというふうに思います。

一つは建築士側の問題でございます。一回資格を取れば、終生その資格はあり、その中には勉強等に余り励まない人が出てきたりして、その能力に疑問があるという点が一つあります。

もう一つは、非常に建物が大きくなり、構造も複雑になってまいりました。そういうことから、元請設計と言っている人でしょうか、施主から設計を依頼を受けたその人が、例えば構造の部分とか設備の部分というようなものを下請に出してしまふということ、しかもそれが匿名でそれがそれをしたのか分からないというようなことが起こりまして、それが有資格者である建築士の職業倫理というものの低下を招いたのではないかと、こういう点が第一点だと思います。

それから第二点は、建設行政側にも問題があったと率直に反省しなければならぬと思います。それは、そのような構造設計が粉飾をされているという、そういう事実を見抜ける、見抜くことができなかったという点が非常に重大だと思っております。

三つ目は、やはり施工側でございます。施工側あるいはそれを販売をした業者、建物の販売業者というところ、大きな問題があったと。この三点を大きく総括すれば問題があったと思えます。

そういうことから、先国会以来、建築基準法の改正とか、あるいは建築士法の一部改正を行いましたが、今回また建築士法の抜本的な改革も行いました。そして、最後に残されているのは売主側の問題ですけれども、担保責任ですね、売主の担保責任というものが十年間あるわけですから、その十年の間に資力を失つてしまふとか、あるいはヒューザーのように全くそういう意味では誠意が認められないような業者に対して、その被害を受けた買主をどう救済していくのかという問題は来国会に提案をさせていただきたいというふうに考えております。

細かい問題は省きますけれども、私はその三点に絞って今回はそれなりの改正をそれぞれ行いまして、二度と再びこういう事件が起こらないような形は取ることができたというふうに思っております。

○山下八洲夫君 次期国会に提出されるだろうと思われまふ瑕疵担保責任保険の問題等については今回は触れませんが、今私の質問がちょっと悪かったのかなというふうな、お尋ねの仕方が悪かったのかなというふうな気もいたしたわけでございますが、率直に申し上げまして、構造計算書偽装問題を公表を、昨年公表された。私は、国土交通省を始めとする政府の取組方というのは、正直なところ本当に極めて迅速かつ果敢な対応をなさったと思うんですよ。実に速かったんですよ。その反面、私が心配しているのは、今日、政府の対応はそういう極めて良かったんですけども、極めて拙速かつ不適切な対応だったんじゃないかなと今日私は思っております。

なぜそのようなことを申し上げるかというと、昨年の十二月の六日の日に構造計算書偽装問題に関する関係閣僚による会合が持たれて、

そこで決定されましたのが、構造計算書偽装問題への当面の対応における耐震強度偽装分譲マンションの居住者に対する地域住宅交付金制度を活用した相談、移転、除去、建て替えまでの総合的な支援策が決められたんですね。

今日まで申し上げますと、個人の財産形成に公的支援は行われていなかったんですね。だから、そういう意味で申し上げていいんです。大変対応が良かったと、ある面では。自然災害被災者の家屋本体の再建に対する公的支援は今まで行われませんでした、今回のだから支援策はそういう意味では英断だったと言つてもいいと思つています。だが、現実にはそれから今日一年経過したわけでございますが、耐震強度偽装分譲マンションの建て替えはほとんど進んでいないんですね、現実には。何で建て替えられないんだらうと。その理由があるからだと思つていらっしゃるんです。

私のところから言つて、グラントステージ稲城、ここで現状についていろいろと訴えられました。その中のポイントを申し上げますと、事件発覚から一年がたちましたが、何ら過失のない社会的弱者である我々被害者住民が、肉体的、精神的、経済的に過度な負担を負わされている状況は変わりません。ひとときの混乱から立ち直つてはおりますが、余りにも失つたものが多過ぎて言葉にしようがありません。グラントステージ稲城だけではなく、多くの被害住民は多額の住宅ローンを抱えており、再建事業に参加しなくてもローンの返済が残る。住居確保のための高額の家賃を自己負担しなきゃなりません。本当、これをお聞きするだけで胸が痛むような印象を私は持ちます。

そして、若干のささやかな要望も書かれています。一つは何かといいますと、仮住宅の家賃補助を延長してほしいと、これは延長されるといふことも伺つておりますが、まあこは一つ前進でしょう。もう一つは、住宅ローン減税ですね。これにつきましても何とか控除を増やしてほしいとか、できればもっと何とかしてほしいと

痛々しく訴えられているんです。こういうことを考えますと、その制度の対応は良かったんですけども、何にも進んでいないんですね。何が一番の理由だというふうに思われるでしょうか。

○国務大臣(冬柴鐵三君) やはり、共同住宅で多くの人が、それぞれに考え方も資力も違う人たちがその中で買つて入っているわけですから、それが根本的に今払っている旧ローンですね、そういうものがもう建物が滅失するということがなれば、そのローン、なくなった家に対してのローンというものをまだ払い続けなきゃならないという不安とか、今後また新しく建てた部分についてローンを組むわけですから、二重ローン、阪神・淡路大震災のときもそうでしたけれども、そういうものの不安というものが、そしてそのためにはどれだけの自分負担できるのかという収入とそのローンの割合とか、それぞれに違うわけですね。

そういうことで、建て替え決議をするにしても、住民の中での調整というものが、我々行政が介入できない部分でいろいろな御意見があつたと思つております。しかしながら、現在まで五棟において建て替え決議が行われておりまして、各物件において居住者と地方公共団体との間で建て替え等に向けた具体的な検討が進められているのが現状でございます。

そして、私もしましては、平成二十一年三月、平成二十一年三月までにはおおむねすべての物件において建て替えが完了するものと私も思つておりまして、家賃補助の年限がそれではもう延ばさざるを得ないんですね。二年というのが原則なんです、二十一年三月以降になりますとそれを超えてしまいます。そういうことも配慮しながら、我々としては、現在建て替えが円滑に進められるように、引き続き地方公共団体と十分連携を図りながら取り組んでいるところでございまして、中に入つておられる方の不安というのはありますけれども、あとう限りの努力はさして

いただこうという事でございます。
以上でございます。

○山下八洲夫君 特に、この構造設計、公的機関もこの偽装が見破れなかったというところから、公的には一定の責任を持つというのが前大臣の進め方だったろうというふうに私は理解しているんです。

そのことを考えますと、これは国土交通省を挙げて、例えば二重ローンの、とにかく価値のないところへ担保を付けましたね、銀行。銀行は担保価値があると思って担保物件としてそのマンションに抵当権を付けて、もし本人が支払えないときはそのマンションの住宅をもらいますよと。これが、もう大臣は法律の専門家ですから十分理解できると思いますが、だと思いませんか。そういうことを考えますと、これはやはりもうひとつと銀行に責任を大きくしよってもらうということをやったり国土交通省としては是非これからの惜しみなくこの問題については取り組んで、二重ローンを少しでも軽減していただくよう強く要望をしておきたいというふうに思います。

それでは、今回の建築士法の改正でございますけれども、私はどうも前回の建築基準法の改正、これにつきまして前回感じましたのは、結論を一言で申し上げますと、どちらかというと建築士の罰則を強化が中心だったと、そのような内容だなど。今回もかなりいろいろと充実したような改正に一方では見えますけれども、ある意味では建築士の資格を、一定の資格を剥奪する法律案じゃないかなという感じがしてならないんです。それで、また来年の通常国会でございまして、住宅瑕疵担保責任保険制度の法律案も提出予定だと。

一つずつこう見ていきますと、まず一つは、何でこの三本をきちんとまとめて抜本的な改正案を提案しなかったのか、ちよこちよこちよこちよこ三回に分けてなぜ提案されるんだらうと。それでもう一つは、どうも今回もそうでございますけれども、特に一級建築士の資格を剥奪する、そのよ

うな印象を持っておりますが、住宅局長、いかがでしょうか。

○政府参考人(楠正剛君) 三段階に分けて細々というところもございしますが、見方によつてはホッブ・ステップ・ジャンプかという見方もあるかと思ひます。

ただ、昨年の十一月に起きましたこの耐震偽装関係の事案につきまして、昨年の暮れから衆参ともに閉会中審査というようなこともずっと続きながら、どういったら再発防止ができるかというところで法律改正をいろいろ考えてまいりました。

一つ私どもが非常にショックだった部分というのは、行政の専門家が見抜けなかったという点が建築行政、国民に対する信頼を取り戻さなければいけないこと、まずそちらの方とメーンと、委員御指摘のように建築士に対する罰則が実は罰金だけで、ひどい設計をしなから、住んでおられる方の生命にも危険を及ぼすというようなことをやりながら、実は罰金だけだったというようなこともございまして、どちらかといいますと審査レベルを厳格化するという部分と建築士に対する処分の言わば厳格化というところで、さきの通常国会の改正をさせていただきます。

実は、今回の法は、建築士法の改正ということ、建築計画を作る側、審査する前に計画がまずあるわけでございまして、その計画をきちつとせにやいかぬと、こういうことで、そのきちつとした計画ができるようにということで今回の建築士法の改正をやるということでございます。なおかつ、その建築士法の改正をそういう意味で改正をしますと、実はこの建築士法自体が昭和二十五年にできておりまして、その後抜本的な改正がなされなかったということもあるものですから、ある意味の抜本改正ということになるので、直ちの今年の通常国会には、そういう意味ではもう少し業界の方々の意見も聞かやいかぬということもございまして現在に至っていると、こういうことでございます。

それから、一級建築士の資格剥奪に近いという

ようなお話がございましたけれども、あくまでも私も考えておりますのは、建築計画というレベルで法適合性を確保するというところでございまして、現在の構造設計なり設備設計が複雑に専門化しているということでございまして、一定規模以上の構造設計を行う場合にこういったような制約が課されるということになるというふうに思っております。

ただ、この一級建築士自体が一通りの設計を終えた後でプロの構造設計の方にチェックを受ければ足りるということもございしますので、そういった意味で一級建築士としての業務独占範囲に変更はないのではないかというふうに思っております。

また、既存の一級建築士につきまして、五年以上の実務経験と所定の講習ということで構造設計一級建築士になれるということでございしますので、そういった意味でも既得権の侵害に当たらないのではないかと考えておる次第でございます。

○山下八洲夫君 仮に私が一級建築士の資格を持っていたとしますね。そうして、今ですと、超高層の構造設計、できるかできないかは別です、超高層の構造設計をできる資格を持っているんですね、現行法では。設備も持っているんですね、現行。やれるやれないは別問題です、持っているんですね。だけれども、この法律が施行されますと、今度は五年の実務経験を経て、また後はど詳しく触れたいと思うんですが、そして、何だったですかね、五年の実務経験と研修、講習です、受けて一級の構造なら構造の資格を得ると、こうなっているんですね。そうしますと、今度は、二十メートル超はそういうことでやれますよと。だから、今日の一級建築士、それを持っていないと超高層はできなくなっちゃうんですね、簡単に言いますと。ですから、設備も一緒にございまして、ですから私はある意味では今の資格を剥奪しているんじゃないんですかという

ことを申し上げたんです。

どちらかといいますと、こういう新しい新法ができますと既得権で大体今まで持っていた方は認めていらつしやるんですね。それを認めないということでありまして、今の教育基本法で言えばいじめ問題と一緒に、一生懸命一級建築士さんはいじめられているというふうにしか取れません。これはまた後ほど触れていきたいというふうに思っております。

それは、大臣が今回も法律の専門家だから大変有り難いんですね。例えば、ちよつと横道にそれますけれども、弁護士さんだつて一緒だと思いませんか。民法とか刑法、別々の資格を取っているんじゃないんですね。そして、生涯ずっともう死ぬまで資格あるんですね。私は、正直言います、日本の国家試験で一番難しい資格試験の難しいのは私は司法試験じゃないかと勝手に理解しております。それぐらい難しいと思うんです。そういう難しいのでも、だんだんだんだん横道に入っちゃいますが、学生時代から試験を受けることは今まではできました。これから法科大学院で若干変わってきますけれども、今日までのシステムでいいますと、司法試験というのは学生時代、早い方、優秀な方は学生現役で合格なさっている方もいらつしやつたんですが、これからは法科大学制度、ちよつと変わってきますが。

だけれども、この建築士の一級の方は、大学を出て、二年間実務をやつて、そして一級の合格をされて、それから今年五年間、設備なら設備の一生懸命実務を行った後受けるという。だから、設備の一級受かるまで新しい方は最低でも大学出て七年は最低でも掛かるんですね。そういう大変な意味じゃ厳しい制度なんですね。だけれども、その前の一級だつて学生時代現役で受かることはできないんですよ。それぐらい厳しいんですね。そういうことを考えますと、そう簡単に安易にいじめをやつていいのかなと思つたりしております。

それで、今回の構造及び設備一級建築士創設の流れなんです。今日どういふふうの流れってきたん

だろうと。ですから気になったんです、私は。これを見ていきますと、建築士改正法案、さきの通常国会に提出された建築基準法の改正が、比べますと、今言いましたように、制度改正に相当踏み込んでいます。内容もそういう意味では豊富だと思えます。建築士制度見直しに当たり、私が度々提案しましたね。制度の剥奪じゃなくて、仮称ではございますが、本当なら前山本住宅局長の方が本当ならよかつたんですけど、役所もなかなかしたたかでございます、次の法案のときはもう局長もちゃんと替えて答弁者を替えてしまうというので、どうもある意味じゃやりにくい面もあるんですが。

私はさんざん、前回、そういう剥奪するようなやり方じゃなくて、仮称ではあります、ハイパー構造建築士のようなステップアップの方法を考えたらいいじゃないかと、その方がいいんじゃないかなというふうにさんざんお話をさせていただいたんです。だが、結局は国土交通省は構造設計一級建築士と設備設計一級建築士の創設で決着をされたんですね。どうもだからこういう決着をさせた最大の戦犯は私は国土交通省の住宅局長じゃないかなと思うんだけど、本当は。まあそれは別にいたしまして、建築士制度の見直しをめぐる社会資本整備審議会建築分科会の第八回の基本制度部会以降の国土交通省の動きを改めて振り返ってみますと、全く不可解と言わざるを得ないんですね。

六月の二十六日の第八回基本制度部会に国土交通省から提示された「建築士制度の見直しの方向性について」、これは、一級建築士でなければ設計ができない建築物、先ほど申しました鉄筋コンクリート造り、高さ二十メートルを超に引き上げた上で、新一級の資格の創設ですね、構造や設備の専門資格の創設をして、既存の資格者の新一級への移行に当たっては先ほど言いました講習受講と修了考査の義務付けなどで、見方によれば今回の改正案で創設するとしていた構造設計一級建築士・設備設計一級建築士制度の原型を示されたと思うんです。

そして、だが、第八回の基本制度部会に提示された素案は、既存の一級建築士のいろんな多くの意見が出まして、これはふいふ落しじやないか、あるいは格下げじゃないか、あるいはふいふ分けと、いろんなものを内包したものですから、大方の資格者が反発をいたしたものですからまた変えちゃったと。

そして、七月二十日の第九回の基本制度部会に示された国土交通省の新案においては、設計一式、構造、設備などの業務区分に応じた建築士事務所登録の義務化、専門知識の持った建築士事務所への配慮などを盛り込まれました。しかし、この新案についても、構造設計技術者が抱えていた意匠事務所設計を総合的に受注できないというところで、意匠関係の事務所から反論があつて、結局は業務区分ごとの登録も撤回をされたというふうになっていくんですね、流れは。

そして、その後すぐ後、七月三十一日の第十回基本制度部会においては、答申の素になる最終報告書案の、提示されました最終報告書は素案と新案のそれぞれ一部採用という形の内容となつていて、そして最終報告書は、その後パブリックコメントを得て、一部修正されて、八月三十一日の第十一回基本政策部会で最終報告として了承され、そして社会資本整備審議会から北側国土交通大臣に答申をされた、こうなっていますね。

そして、今回の建築士法改正案はその答申の内容を実施すべく提出されたものでありますが、基本制度部会における素案、そして新案、そして最終案に至るこの一連の動きをずっと見ていますと、どんどんどんどん変わってきているんですね。まあ迷走と言った方がいいのかも分かりませんし。

同時に、そういう中で、結局は、私はまず大臣に申し上げたいのは、さきの通常国会でさんざん申し上げたんですが、先ほど申しましたように、一級の建築士の資格をどちらかというと弱めるんではなくて、その上に先ほど申しました仮称ハイパー構造建築士のようなステップアップ方式を提案したんですが、国土交通省は一顧だにしないで今のような法律を提案されたんですが、これ、大臣じゃなくいいです、局長でいいです、そのような議論をなさつたんでしょか。

○政府参考人(榊正剛君) 社会資本整備審議会の中での議論もそうですが、我々の中でもいろいろ議論をいたしているところがございます。委員御指摘のところであれば、既存の一級建築士さんが今までできてきたではないかというところが実は私どもにとつても一番議論の大きなよりどころになっているところでございます、現在の一級建築士さんは意匠も構造も設備も、大きなものも含めて小さいものまで全部できるんだということ前提にした上で、なおかつ大規模なものについてだんだんと専門、複雑化するもので、その部分については何らかの手当てが要るよねということがあります。

実は、先生のおっしゃるようなハイパー一級建築士にいたしますと、既存の一級建築士を持っている方が例えばみなしでハイパーになっていることになつてしましますと、実は三十万人の一級建築士がすべてが、過去ストック分も含めて、立派な一級建築士になつてしまつてしまうという側面があります。それだと、現在の今我々が思っているような言わば専門、現在として専門分化しているような構造部分をもうどうチェックをして建築計画を作つていただくかということに関して言えば、それは不適切ではないかということがありまして、したがって、一級建築士の中から構造設計のプロの方を見付け出して、それを、そういう方にプロとしてチェックをしていただくことと、まあこういうような法律構成を取つた次第でございます。

○山下八洲夫君 冬柴大臣が弁護士さんでございまして、弁護士さんでも民法に詳しい方、刑法に詳しい方、民法の中でも例えば今ではサラ金に詳しい方、あるいは自動車事故に詳しい方、いろいろと専門化だんだんとしてきています。

よ。あるいは医者だつてそうだと思うんですね。医師の国家試験受かつて、これは内科で受かつたとか、外科で受かつたとか、あるいは外科の中でも神経外科で受かつたとかですね、いろいろとそういうふうに分かれて受かつているんじゃないんです。医者にすれば、例えば外科が専門であつても内科の診療をしても医師法違反じゃないんです。弁護士さんが刑法やろうと民法やろうと何やつたつて違法じゃないんです。専門化しているんです。だんだんと世の中が複雑になつていきますから。それは研修その他できちつと専門、専門やつていかれていくんだと思うんです。ね。

ですから、私が何でそういうことを申し上げるかというと、ハイパー建築士というの、資格は、あの人はもう構造は物すごい優秀だよというふうに分かるようなシステムをつくらばいいんであつて、わざわざ、今まで二十メートル超でできた一級建築士さんが二十メートル超やるときは法的な確認をもらわなくて提出できないと、それはどう見てもやつぱり今までの資格を取り上げるといふことしか言えないんじゃないですか。ですから、私は申し上げているのは、ハイパーというのは、国民が見れば、ああ、あの方は構造に物すごくたけている方だな、この方は設備にたけた方だなと、そういうシステムが分かるような制度をつくらばいいと思うんですが、私の考えは間違っているでしょうか。

○政府参考人(榊正剛君) 御趣旨は私も余り変わっていないんじゃないかと実は私も思っているんですが、例えば構造設計の一級建築士になつたら設備設計の一級建築士にはなれないということではなくて、広く一級建築士の中から、私は構造はちゃんとできるよと、それこそハイパーな、何でもできるスーパーな建築士の方がおられれば、この構造設計も取り設備設計も取りということであれば、それが一級建築士証の中に書かれて、なるほどこの人はすごい一級建築士なんだということが分かるのではないかと今思つており

ます。

今回、こういうふうに分けさせていただきました。たのは、そういった意味で、高さ二十メートル以上の建築物に關して、審査段階も厳格化しましたけれども、建築計画として間違っているものを造ってはいけません。じゃ、間違っているものを造らないようにするにはどうすればいいかということでごまかして、そういう観点から見ると、やはりプロの目が入って、プロの方が設計するか若しくはプロの方がチェックするという仕組みがいい。ところが、そのプロというのは新たな資格ということではなくて、現在ある一級建築士の中からそういうプロを養成して、その方が見ていただくと。こういうのが言わば既得権の関係も考慮すれば、いい、適切な制度ではないかというふうに思った次第でございます。

○山下八洲夫君　なぜ私がこういうことを申し上げるかと言いますと、現状、一級の建築士の資格を持っている方がいいと思うんです。これから建築の資格を取って、また一生懸命頑張ろうという学生がだんだんと少なくなっていくんじゃないかなと危惧をしているんです。

なぜかと言いますと、先ほど申しましたように、大学を出て実務経験して二年たないと最低限一級の資格の試験すら受けられない。まあ、そこでめでたく合格をいたしたといたします。もう二十二歳から二十四歳になっています。それから、今度は構造なら構造を五年間一生懸命実務経験を、受かりました。そうすると、それで五年掛かっておりますから、もう二十九歳になります。それから、今度は設備もじゃ取ろうと、スーパ一級建築士になるために設備も取ろうと。またそれから一生懸命実務経験五年をして、そして受かりました。もう何歳になるんですか。

そんないつまでもいつまでも下積みして若い人が苦勞する。もう少しシステムとして、そう頑張る人には早く取得できるような、そういうことも考えてあげないといけないんじゃないですか。あの難しい司法試験制度すら、今度は法科大学院制

度をつくって、二年間で済ませ、三年間で済ませ、長い方は三年間で済ませ、それをやったらもう、法科大学で今までは司法試験の資格が取りやすい道を考え出してきたんですね。ですから、これは、大学を出てスーパ一級建築士になるためには、大学を出て十二年も最短で掛かるというんじゃない、本当に夢も希望もないじゃないですか。ですから申し上げているんです。

もうだんだんだんだん時間なくなりますから、もう答弁もこれは要りません。

そして次に、私がやっぱり委員会でも申し上げたんですが、私は、当時大議論されていまして、意匠、構造、設備、相当議論されたんですね。それで、そのときに私は、特に超高層の世になつていけばなるほど基礎も大変重要じゃないかと、基礎。ですから、意匠、構造、設備だけではなくて、基礎の建築士も相当重く見て導入すべきじゃないかと、そういうことを議論させていただいたことを記憶をしております。

基礎の分野についてはどのような議論がなされたんです。特に、幾ら構造立派であつても、基礎が軟弱だったらひっくり返るかも知れませんしね、基礎が、何と云つたつて建物の一番大事なのは土台だと思つていいですね。基礎の部分についてはなぜ一切触れられていないんでしょうか。○政府参考人(横正剛君)　今回の法改正でございますけれども、高さ二十メートルを超える鉄筋コンクリートの建築物についての一定規模以上の構造設計ということに位置付けて構造設計、一定のものについて設備の設計と。委員の方は、基礎部分はどうかと、こういうお話でございます。

建築物の地上部分にそういう作用いたします荷重、外力に対して基礎が安全であるというのが当然のことでございますし、これらの荷重及び外力を地盤に安全に伝達するというのが基礎の役割かと思っております。

ところが、その基礎でございすけれども、建築物の地上部分と合わせた形で安全性を確かめるということが肝要でございます。したがって、そ

の基礎部分だけを切り離して安全性を確認するというのはちょっと難しいのかなと。

例えば、高さ六十メートルを超える超高層建築物という場合には、特別の、もう現実の地盤を前提にして地震力の設計を全部やりまして、それで大丈夫というので認定をして確認を下ろすと、こういうことになっておりますが、それにつきましても、地盤と建築物の地上部分というのをトータルで見た上でその力がどうやって基礎に伝わるかということをチェックしていると、それが実は構造設計そのものになっているところでございます。

こういうふうには、この構造設計自体が、基礎部分でなく、基礎部分プラス上部部分といったようなトータルで安全性を検討することになつておりますので、基礎専門の建築士を位置付けるということにはちょっと至らなかつた、こういうことでございます。

○山下八洲夫君　確かに建物、基礎から構造、全部一体であることは理解します。だけれども、基礎の部分は地中に入る部分もたくさんあるんですね。あのピアという名前、私、専門用語を知りませんけれども、例えば電柱のようなものをしっかりと打ち込んで、その上へ構造で、例えばビルを建てるとか、下が岩盤が近ければもう岩盤の上に載せてやるとか、今は浮かして建てればいいのか、いろいろな方法があると思つていいですね。

それは、やはりその地中の中のことを設計の人が分かることは私は理解できないですね。やっぱりそこは、土木工学になるか何になるか分かりませんけれども、やはり基礎の部分というのは相対的な違った角度の専門知識が要るんじゃないか。構造というのは、その建物をこういう構造にすれば絶対倒れませんよ、つぶれませんよ、壊れませんよという、簡単に言えばそういうものだと思うんですね。意匠はそうじゃないでしょう、デザインでしよう、どちらかというと。なるべく見た目、使いやすさか見た目は別にしまして、そういうものだと思うんですね。設備は、こ

う電気とかそういうのをどこへ付けたらいいだろうということだと思つてですね。それぞれ違うんですから。

私は、それだけあります。先ほど住宅局長がおっしゃったように、高度化そして専門化、複雑化してはいるけれども基礎の部分というのはますます重要になってくるというふうには理解いたしますので、また再度申し上げて、要望しておきますが、是非、いつの機会にまた、十年たつたら基礎の一級ができたとならないように、是非今提起しておきますので、御検討はもうしなくてもいいです、提起しておきます。ということで進めたいというふうには思っています。

それから、今回の構造及び設備設計の一級建築士について、構造及び設備設計建築士というのは、私は新しい免許資格ではなくて構造及び設備一級建築士証の交付という形にしたのはどういう理由でしたのか、ちょっと分かりますか。構造も同じです。構造、したのが。

それからもう一つ、建築士免許の登録と建築士証の交付、これは法的にあるいはどう異なるのか、それも教えていただきたいと思います。

○政府参考人(横正剛君)　実は、構造・設備設計一級建築士というのが登録事項ということになりますと、先ほど委員が御指摘のハイパー建築士じゃありませんが、そこでいったん切斷されてしまひまして、別の新しい資格制度の創設ということに相なります。

今回はそうではなくて、一級建築士の中からプロの方を選び出す、その方にチェックをしていただくということなものですから、そういう登録制度ではなくて、あくまで登録としては一級建築士なんですと、その一級建築士の中に、この人はプロの資格あるよということなものですから、それは何とか証という形で、一級建築士証という形でお見せをするということの形になったわけでございます。

したがって、例えば処分ということになりますと、登録した人に対する処分でございますので、

処分自体は一級建築士としての処分になりますと、こうなりますが、仕事している内容は一級建築士としての内容と構造設計としてやっておられる内容があると、こういうことに相なるうかと思ひます。

○山下八洲夫君 それでは、ちよつと時間もなくなつてきましたから、ちよつと先に進めさせていただきますかと思ひます。

それから、一つは、これも局長で答弁はいひと思ひますが、構造一級建築士等、原則五年以上の当該業務経験と講習を必要とされていふすね。だけど、それ以外に、国土交通大臣が同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士についてはこれらのあがけを要しないことになっていふすね。大学で言えば推薦入学みたいな制度があるんで、こういう制度を設けた合理的理由は何なんでしょうか。

○政府参考人(榑正剛君) 実は、これは外国のことをちよつと意識いたしておられて、実は一級建築士と同じような制度が例えば欧米にもあつて、相互に認証しようということになりますと、構造設計のプロですと云ひながら、向こうに仮にそういうような資格があるとすれば、それは相互認証にやいかぬと、こういうこともございまして、そういった場合に備えましてこういった条文を置かせていただいておりますのでござい

○山下八洲夫君 その点につきましてはまあ理解できました。

それから、今回の同じく構造設計一級建築士、設備設計一級建築士については、三年から五年ごとの定期講習の受講が義務付けられていますね。ただ、定期講習には修了審査があるんですが、審査を通らない場合どのようなことになるのかと。それから、講習を受講しない場合はどうなるのか、それについても御説明ください。

○政府参考人(榑正剛君) まず、修了審査の点でございすが、ちよつとまあ言い方は悪いかもしれませんが、通るまで講習を受けていただくとい

うことに相なるうかと思ひます。

それから、受講義務の違反者でございすけれども、まず一つは、一級建築士証なり構造設計一級建築士証というところに定期講習を受けたかどうかというのを記載することになっておりますので、まず消費者の方には定期講習を受けたかどうかということが、この何とか証を見れば、建築士証を見れば分かるようになっております。

それから、この受講義務違反に対しては、直ちに業務停止というわけにはまいりませんが、いわゆる行政指導をして、戒告をして、それでも従わなければ業務停止、免許の取消といったような処分も考えざるを得ないというふうにしておるところでございす。

○山下八洲夫君 そうしますと、実質的には更新制と変わらぬのじゃないですか。先ほどは、更新制じゃないって加藤委員のときには盛んにおつしやつていましたたが、免許の更新制とは違ひますよとおつしやつていた、それだと更新制じゃないですか、最終的には免許剥奪までいくんであれば。

○政府参考人(榑正剛君) 新しい建築技術なり新しい法制度を理解していただかないと、建築士が業としてやっていく建築士として使命を全うできないということに相なるうかと思ひます。そういったような場合に至るような場合には、そういった処分も検討せざるを得ないということでございます。

○山下八洲夫君 時間がなくなりましたから、先へ急ぎます。

せっかくですから、建築設備士制度との関係についてお尋ねしたいと思ひます。建築設備士との関係ですね、建築設備士制度との。

建築設備士の資格は、現在取得している方、また今後取得しようとする方も同じなんですが、いわゆる一級建築士の資格を取得しないと設備設計の一級建築士になる道はないのか。また、現行の建築設備士の資格を持っている人は、この法律が成立した、施行されたら、現行の建築設備士の

資格を持つている人、その人が設計した場合、法適合チェックの義務付けが必要になるのかということもちよつと簡潔にお答えください。

○政府参考人(榑正剛君) 今回の改正によりますれば、設備設計一級建築士という一級建築士の方でなければ法適合性をチェックできないといひますか、その方のチェックがなければ確認申請は受理されないということでございます。

○山下八洲夫君 そういたしますと、参考人質疑のときもあつたんですが、大体建築設備士は機械だったですすね、機械が四割強、それから電気が四割弱、そして建築が二割というふうな方がなられていふというふうな、参考人質疑のときにご

さういたしますと、建築設備士も、一級の設備士の資格を取得する場合は、その前にまず一級の建築士の資格に合格しないと、要するに建築設備士の一級の資格を得ることではできないんですか。それとも、例えば一級建築士のように五年間の実務経験と、逆に言えば講習を受ければ設備設計一級建築士の資格は得られるんですか。どちらでしようか。

○政府参考人(榑正剛君) 基本的に、一級建築士になつていただくためには必要な試験を合格していただかなきゃならないということでございます。

○山下八洲夫君 そういたしますと、将来、今これで見ますと三万五千六百七十八人、建築設備士、いらつしやるんですね。なかなかこれも難しい試験ですよ。そして、現行の業務で言ひますと、建築士に対し、高度化、複雑化した建築設備の設計、工事監理に関する適切なアドバイスを与える資格者なんですね。それからまた、建築士事務所の開設者、建築主から設計等の委託を受けた建築主に交付すべき書面に記載する事項として、業務に従事する建築設備士の氏名が規定されてい

ますと。

こんなに難しい、こういう方が、結局そうしますと、三階以上、五千平米以上のものにはこの設

備士さんはもう使えないということじゃないですか。そういうことになります。こういう方に改めて一級の建築士の資格を取得しなさいと言つても、ほとんど機械とか電気の方が八割いらつしやるんですね。そういう皆さんはまた建築科の勉強して一級受けないといけない。もうとてもじゃないですけど、もう年齢も上がつてるといふことになれば、こういう方も結局は仕事がなくなら、そういう方向へ進んでいくんじゃないでしようか。いかがでしようか。

○政府参考人(榑正剛君) 私ども、建築設備士に関連するような実は条文修正は今回一切行つていません。かつ、先ほど一級建築士について申し上げましたように、一級建築士の方がすべての設計をやつてもいいんだと、だけど法適合チェックはこの人にやつてくださと、こういう改正でございますというのを申し上げました。

したがいまして、建築設備士という性格が、建築設備の計画について助言を行つて、建築設備の計画内容について不都合な点がないか、あるかないかということ指摘するスペシャリストという形で位置付けられておりますので、こういう方々がやる仕事は今現在なされるのであれば、それも今までどおりなされる。ただし、設備設計の確認申請を出す際には設備設計のプロがチェックをせにやいかぬと、こういうことかなというふう

思つております。

若干、これをどんどんやていくと建築設備士の方が仕事がどんどん減るんじゃないかといううな御不安があるといううな話もございまして、今回の法律が成立いたしましたならば、そういうことがないような改正なんですと、これを是非周知徹底したいと思つておるところでございます。

○山下八洲夫君 建築設備士は、空調、換気、給排水、衛生、電気と本当複雑なんですよ。高度化すればするほどそういうのは複雑化して、またすてきな電気などを使つたりすれば、照明器具なんか使つたりすればますます複雑化するんです

ね。エレベーターもそうでしょう。

それから、私もたまたまこの間参考人質疑のとき、建築設備技術者協会から出されたこの本と言った方がいいのか、これ見ましたら、びっくりするぐらいこの設備の仕事というのは、今、特に超高層になればなるほど、住宅は設備が一番大事じゃないかという印象すら持つぐらい難しいんですね。そういうくらい、ほとんど機械とか電気の仕事が多いんですよ。そういうことを考えますと、もう少しこの設備の問題というのは考えないといけないなと改めて思ったんです。

同時に、社会資本整備審議会の基本制度部会の中で、特に設備議会ですね、設備議会といういろいろ議論されているんですが、結局は、せんだつても参考人に見えました三栖さんですか、三栖さんは日本建築事務所協会連合会の会長です。専門建築士の創設には賛成だが、一級建築士を前提と考えるのはどうかと。要するに、設備の方です、どうかと。現行の建築設備士から直接専門資格への道を考えてほしいと、こうおっしゃっているんですね。それから、建築家協会の会長は、建築学科を出て設備分野に進む人間は多くない、試験などで建築一般の素養を確認すれば一級建築士をベースにする必要はないと。

村上さんという基本制度部会長は、これは慶應の大学の教授です。部会には建築設備の関係者が入っていない、業務の実態を踏まえて混乱のないようにしていただきたい。それから、木原という日本建築構造技術者協会の副会長さんは、構造技術者は現在も一級建築士をベースにしているが、設備はもう少し検討の余地がある、特定設備建築士と建築設備士の能力に差があるかどうか時間も掛けて検討すべき。これ古阪さんとおっしゃる方ですかね、京大の助教授です。専門資格や工事監理の不透明な部分が残る。それから岡本建築業協設計部会長さん、電気設備の専門技術者などでも資格が取れるような道筋が必要だと、こういうことをおっしゃっているんですね。

ですから、一級の建築士資格を持たなくても、

あるいは、一級の建築士資格の方は五年間実務をやって講習受ければ一級の資格が取れるんですね、設備なら設備、構造なら構造、機械や電気を出ていなくても。一方はなれないというんじや余りにも不公平があると思いますので、ここは問題を提起しておきますので、しっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

本当は最後に一点だけどうしても質問したいのがあったんですが、時間になりましたものですかから発言だけして終わりたいと思いますが、やはり今日は、冬柴大臣も弁護士さんでございまして、弁護士さんとかあるいは行政書士さんとか司法書士さんとか、多くのそういう士、大体強制的に加入しているんですね。今度は強制でも何でもないんですね。是非私はこれも、日本建築事務所協会連合会辺りもやはり弁護士さんと同じようなことを考えていきたいと思いますし、そういうことを考えていきたいと思います、新しく、今既存のを四つに分けて法的に認めますというんじやなくて、一つ建築士の会なら建築士の会をつくりまして、弁護士さんと倫理規定なりきちつとしまして、そしてそちらにすべてもう管理していただくという方が小さな政府になっていくと思いたくで、それを是非前向きに考えていただきたいと思っています。

いろいろたくさん問題点あるというのは承知しております。だが、長い、十年とか二十年とか大きな長いパターンで私は進めていけば必ず整理もできますし、今百万人いるとおっしゃってても、一級建築士は三十万人ですか、そうおっしゃってても、その中でもゼネコン勤めている方、役所へ勤めている方、いろんな者を引いていけば、実質やっている方は十万人ぐらいいかないかなというふうに思ったりしますので、必ず実行できると思いますが、是非それは前向きに検討していただくようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○谷合正明君 公明党の谷合です。先週に引き続

きまして質問させていただきます。

建築士法の改正案の質問に入る前に、一点要望だけさせていただきますと思います。それは、実は私の地元岡山でちょうど約一か月前、十一月十九日に起きたJR津山線の脱線事故がありまして、事故車両の撤去作業が始まり、地元の住民からは早期の復旧に対して期待が高まっている状況でもありますので、ここ要望させていただきます。

事故の詳細は今、国土交通省の事故調査委員会の方、調査報告書を鋭意まとめられているというふうにお伺いしております。自然災害でありまして、重さ百トン余りの四メーター四方の大きな岩がレールに直撃して、そしてそのはずみで県道にぶつかって、県道に大きな穴が空いた。早朝の落石事故でありましたので、鉄道とその県道の情報共有体制がうまくいかなかったとか、そういったこともありました。

私、この場で言いたいのは、まずは早期の原因の解明をしていただきたい、追及をしていただきたい。というのも、一年以上前にちょうど似たような箇所で落石事故がございました。そういったこともございます。

もう一つ、復旧に際しましては安全の確保をしっかりと取っていただきたいと。特に、中山間地域におきますローカル線のこの安全確保というのは非常に重要ではないかと。中国地方におきまして、JR路線、今現在で三路線、私が認識しているだけでも不通状態。これは落石事故だけじゃなくて、土砂崩れ等が原因でそうなっているわけでありまして、こういった安全確保をしていただきたい。

さらには、難しい課題だとは思いますが、土砂崩れが起きた斜面であるとか山、この土地の所有者が例えば私有地であるとか、そういった場合になかなか、落石防止さくであるとか、その後の復旧の費用をどうするのかとか、費用負担の問題がいろいろ課題としては起こっております。是非、JRだけの問題とかあるいは関係自治体だけの問

題とか、そういうことじゃなくて、国も含めて関係各団体が協力して、用地境界の部分のその絡みにつきましては、今後、この安心、安全の公共交通機関の確保に努めていただきたいと。まずその点、冒頭に要望させていただきましたと思います。それでは、建築士法の改正につきまして質問させていただきます。

まず、一級建築士の受験資格でございますが、これは原則、設計、工事監理業務の経験を評価していくということでございます。しかし、原則というところであります、この原則以外、例えば行政でありますとか、建築行政、大工、研究教育あるいは大学院といった、これまで認められていたような部分につきましてどの部分までその経験として評価されるのか。例えば行政におきましても、建築主事で全国で今千七百名余りの方が従事されているようでありまして、この方々は一級建築士でございまして、こういう受験資格の見直しにつきまして、今の設計、工事監理業務以外の経験をどのように評価するかの検討状況をお聞かせください。

○政府参考人(橋正剛君) 実務経験の内容でございますけれども、原則として設計図書を作成若しくはチェックに関与しているということと、工事と設計図書の照合に関与していること、こういったようなことがメルクマールといいますが、基本的にはその設計図書に密接にかかわっている業務であるということがメルクマールということになるかと思えます。

具体的には今後検討して省令で書くということなんですが、今のところ思っておりますのは、例えば住宅局で住宅行政をやっている、今まではどうもオーケーだったようなんですが、これはちよっと問題かなと思っております、営繕行政における設計、工事監理の業務補助とか、建築確認検査といったような特定行政庁なんかでやっておられるような確認検査の業務補助というのは間違いなく大丈夫だなと。

ただ、一般的な大学院で研究経験を積んでいる

というだけでは、言わば設計図書と密接にかかわる業務かどうかという点に関して言えば、それは密接にかかわっていないのか、一般論で言えばそういうことが言えるのかなと思っておりまして、そういったような形で、設計図書に密接にかかわる業務であるかどうかということに基づいて判断していきたいというふうに思っております。

○谷合正明君 前回の参考人質疑の中で、慶應大学の村上先生、建築分科会の会長でございまして、の発言で、まずこの法律改正が承認されるとして実施の段階に、具体的な制度設計の段階で一番大事なのは人材養成の問題でありますということをおっしゃられて、それが非常に印象的だったわけですが、先ほど受験資格の話も今、回答でございましたが、そもそも人材養成を図っていかねばならないんだと。

特に、構造ですとか設備の方の人材養成。今回新たに設置されます構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、それぞれ法施行になった場合に三千人ずつ想定して、そのぐらゐの数がいれば回るんではないかというような答弁も先週ございまして、それ以外にも、先ほど話もありました建築設備士と、そういった資格を持つていらつしやる方がいらつしやいます。

質問としては、構造、設備の専門家をどう養成していくのかということでございます。例えば、若い人たちが希望を持って建築士を目指す、あるいは設備の方も何か誇りを持った進路先として進んでいくと、そういったことが大事であるわけでありまして。しかしながら、一方で、大学の方で、これはある電気設備学科が、これは芝浦工大ですかね、九五年に設備の専門家を養成するためのコースがスタートしたと。しかしながら、学生がなかなか入ってこないということで二〇〇四年には募集停止になっておりまして、なかなか現実としては、専門家を養成しなきゃいけないというの口では言いやすいですけども、具体的にどう進めるのが大事だと思いますが、この点につきまして国土交通省の見解を伺いたいと思いま

す。

○政府参考人(橋正剛君) 今回の関係で申しますれば、学歴要件を科目主義に改めるということ、どういう学科ではなくてどういう科目を修了しているかということで判断をいたしたいというふうにも思っております。すなわち、建築士となるに必要な知識を修得可能な科目を履修しているかどうかということと判断をしてみたいと思っております。そういった意味でいえば、電気学科と機械学科の方が設備関係の科目を取った上で建築関係の科目を併せて履修されるということであれば、建築学科を卒業してなくても受験資格を得ることが可能なようにはなるのではないかとこのように思っています。

実は、ここ数年、建築関係の学部、学科のあれも相当名前も変わってきて、土木という名前の学部自体が全国ほとんどないような実態にもなっておりますので、今回に合わせまして、どういふ学部でどういふ学科でどういふ科目を履修しているかというのをつぶさに見させていただいて適正な科目主義にしたいというふうに思っております。

○谷合正明君 次に、消費者の立場に立つてみますと、消費者が今一番知りたい情報というのが、先日、日経アーキテクチュアの中でアンケート調査があったわけでありまして、それは、建築士や建築士事務所専門分野や設計実績、そして第三者による設計内容のチェック状況、こういったものについては非常に情報として提供していただきたい、そういうような回答結果がございました。これは、前回の通常国会での改正の部分に強く反映されているんだと思いますが、今回、この制度改正でどれだけその情報開示というのは具体的に進むんでしょうか。

○政府参考人(橋正剛君) その前に、さきの通常国会で建築士法を改正をいたしましたときに、建築士事務所所長に所属するすべての建築士の氏名、業績実績について閲覧対象へ追加するということ、処分を受けた建築士については公表すると

いったようなことを措置いたしましたところでございます。

これに加えて、今回、建築士名簿の記載内容を更に充実をいたしまして、実は建築士名簿を閲覧に供していなかったというのが実態でございまして、これを閲覧させるということにいたしました。定期講習の受講履歴ですとか、構造設計一級建築士であるかどうかですとか、建築士の処分歴といったようなものを消費者に対して開示するということを考えております。

それから、免許証でございますけれども、これも携帯用の免許証に変更しようということで、その免許証には定期講習の受講履歴ですとか構造設計一級建築士であるかどうかですとか、そういったようなことを免許証にきちつと書いていきたいというふうに思っております。それから、免許証でございますけれども、設計、工事監理契約締結前の重要事項を説明をするといった場合にはその提示を義務付けることとしたところでございまして、消費者の方にとつてみれば、その免許証を見れば、先ほど申し上げたような受講履歴ですとか構造設計一級建築士かどうかということが分かるという形になっております。

それから、指定確認検査機関についての情報開示につきましても、さきの通常国会の中で、その事業所の中に事業報告書とか財務諸表ですとか、確認検査員の氏名、略歴を記載した書類と、それから確認検査に關しまして損害を生じた場合の賠償請求に対応するための保険契約の内容といったようなことを閲覧、求めがあれば閲覧させるということを義務付けたところでございます。

○谷合正明君 以上るの説明がございまして、我が党としても、今年の春に対策本部で緊急提言、要望したときに、情報開示でありますとか、その一環として住宅性能表示制度の強化、普及について、これについても要望をさせていただきまして、住宅性能表示制度、これは本法律とはちよつと

離れた問題ではあります、しかしながら、情報開示という点におきましては関係がございまして、私がここで質問をさせていただきたいのは、この住宅性能表示制度、これをしっかりと活用するべく普及を図っていただきたいと。

現在、まだ平成十七年度での住宅性能表示制度を利用している着工戸数というのは大体一五%ぐらいでございます。しかし、偽装事件以降、急激に住宅性能表示制度の受付というものが広まっております。ただ、詳しく見ていくと、設計住宅性能評価と建設住宅性能評価というのが二つあるわけでございますが、設計住宅性能評価というのは非常に大きく受付の伸び、交付の伸びがあるわけでありまして、建設住宅性能評価というのは伸びが悪いと。一説によると、住宅のデイベロツパーが販売促進のため安易な設計評価を取得しているという指摘もございまして。つまり、住宅性能表示制度があるマンションというのは価格も高く設定でき得るということでございます。

一方で、住宅の住み手である購入者が本当に必要な情報をこれから得ることが大事でございまして、この住宅性能表示制度の普及、強化につきまして、課題と、またその充実を強化していくための誘導政策についての見解を聞かせていただければと思います。

○政府参考人(橋正剛君) 委員御指摘のように、平成十七年度の実施率というのは一六%になっておりますが、実は分譲マンションだけに限って見ますと四七%というような形でございまして、実は平成十四年度、制度創設時十万户を切ると、九万数千戸といったような状態から見れば着実に制度が普及してきているのではないかとこのように思っておりますし、委員の御指摘のように、構造計算書偽装事件を受けて本制度への期待が一層高まっているというふうに考えております。本年成立いたしました住宅生活基本法に基づきます住宅生活基本計画におきましても、この制度の目標を平成二十二年度までに全体一六%から五〇%までということ、相当大幅アップを私どもとしても

ねらっておるところでございます。

したがって、こういった制度の活用を促進するために、講習会の開催ですとか、住宅フェア、新聞等を通じた広報の実施でございますとか、地震保険料につきましてもそれぞれ性能表示におきまして最高三割まで引けると、割引ができるといったような優遇もしておりますし、住宅金融公庫の証券化支援業務におきましても金利の引下げ対象にしているというような形で、本制度の誘導をいたしているところでございます。

さらに、住宅性能に関する消費者ニーズに対応して、実は今年の四月には防犯性能の追加ですとか免震住宅表示の追加とか、それからこういったようなこと、失礼しました、本年四月そういったことをやりまして、来年はその免震住宅表示の追加ですとか共用配管の更新の容易性、間取りの変更やすさみたいなものを追加したいというふうに思っております、そういった制度の充実とそれから普及促進の施策と相まって更なる普及率の向上に向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○谷谷正明君 是非よろしくお願いいたします。

次に、報酬基準の見直しについて質問を用意させていただいたんですけれども、先ほども出しましたので要望に変えさせていただきますが、私も構造設計に従事されている方からお話を聞きました、構造設計の大切さというのが本当に分かっていただけないというような話がありました。その中でも、報酬基準の見直しというところで、現在のところ設備そして構造そして意匠と別々になっておりませんで、それが一因となって構造の方にしわ寄せが行っているということはよく指摘されているところでございます。

その方は、構造設計報酬基準のようなものを独自に別途作っていただきたいような話もあったわけですが、そういう別途作るということではなしに、報酬基準の中に、分野ごとに、先ほどの答弁でいいますと、分野ごとにしっかり基準を設けていくんだということでありまして、しつ

かりとその実情に合わせて設計をしていただきたと思っています。

最後に、もう時間がございませんが、大臣に今回の建築士法の改正に当たりまして一言お言葉いただきたいと思います、先ほど構造と言いましたけれども、構造の建築士の方にとってみるとどうして構造だけこんなやり玉になって、まじめにやっている方ですよ、まじめにやっている構造建築士の方はどうしておれたちだけが、私たちがやり玉に上るのか、まじめにやっている建築士の方はどうして建築士、私、まじめにやっている建築士がこの影響を受けるような、影響というのはその罰則強化なんだというようにあるわけでありまして、先ほど大臣が言いました、いわゆる設計とそれから施工側として行政と、この三者がしっかりと一体となつてこの制度設計、今後の将来の制度設計を働かせていかなきゃいけないと思うわけでありまして、一度耐震偽装事件と離れてゆつくり、まあゆつくりと、じつじつ議論をしていただきたいと思います、大臣のいわゆる将来へのビジョンというものを最後に聞かせていただければと思います。

○国務大臣(冬柴鐵三君) この事件によって建築物に対する信頼、また建築士という人たちに對する信頼、また建築行政に対する信頼、あるいは施工業者、あるいは売主に対する信頼というものは大きく揺らいだと思うんですね。私どもとしては、この信頼を取り戻すためにどういうことをしなきゃならないかという考えの下に、今回、建築士法の改正、あるいは建築基準法の改正、あるいは来国会になりますけれども、売主の瑕疵担保責任の確実な履行ということを通じて、二度と再びこのような事件は起こさない、万々が起こったとしても、その人たちに對しては瑕疵担保責任というものが十分に保証されるという制度を作ることにより信頼を回復したい、一日も早く回復したいというふうに思っております。

今回の今お願いをいたしております建築士法の改正もその一環でありまして、また前国会で成立

していただきましたこの建築基準法の改正も、ペアチェックを通じて、有資格者、相当高度な有資格者の二重のチェックでこういうものを防いでいこうという思想であります。したがって、国民の皆様方にその思いを理解をしていただき、そして信頼を回復していきたいと、このように考えております。

○委員長(大江康弘君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時開会

○委員長(大江康弘君) ただいまから国土交通委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、建築士法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○小林美恵子君 日本共産党の小林美恵子でございます。

耐震偽装事件を発端にしまして建築士法の改正案が出されたということでございますけれども、建築士の方々の使命について私はまず大臣にお伺いしたいと思っております。

せんだつての本委員会でも参考人の皆さんが、いい国民資産を造るものなんだと、そしてまた、国民の生命、財産を守るというのが使命なんだと、そのために資質とか能力の向上があるんだというお話がございましたけれども、こうした点について大臣の御認識をまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(冬柴鐵三君) もとより、今、小林委員から御指摘のような、それと同じ認識を持っております。

先国会におきましては、建築士法の一部を改正して、第二条の二というものを追加いたしました。その中では、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行

う、こういう職責ということで追加されましたけれども、この言葉からも使命というのについてことが推定されると思います。

私は、業務を独占することを許される建築士が、建築物の設計、工事監理等を行う専門技術者としての自覚に立ち、その社会的使命と責任を果たし、何世代にもわたって活用される、その国民の資産ともなる建築物の安全性と質の向上に寄与する、そういう使命を持っていられると思っております。

○小林美恵子君 大臣が御説明をいただきました、そういう使命を果たすべき建築士が偽装を構造設計で行ったと、なかなか表には見えない部分で行ったと、これが大変重大な問題でございますけれども、擁護をされるものではなくないというふうに思います。ただ、一人の建築士の責任にはとどまらないと。事件の背景には、私どもはかねてから申し上げてきましたけれども、建築分野の規制緩和があると、そしてまた安全軽視のコスト削減競争があるというふうに指摘もしてまいりました。

多くの建築士の皆さんは、この間、随分この士法の改正案で議論になっておりますけれども、低い報酬基準、そしてまた労働条件の下で、安全、安心の品質を守るぎりぎりの奮闘をされているんだと私は思います。その中で、使命を果たす上で、建築士の資質とか能力を向上させるということとはもちろんですけども、やはり建築士の独立性の確保という点も重要かというふうに思うんです。

それで、独立性の確保の点でということになりますと、今回の改正案というのはどのように措置がされているのでしょうか。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 建築物が非常に高層化し、そして複雑、それでボリュームも大きくなつてまいりました。そういうところから、建築設計を元請した人が、いろんな構造計算とか、あるいは設備とか、そういうものについて下請に出すということが常態化してまいりました。その人たちがだ

れが関与したのか、そういうものが明らかにされなかったがゆえに、非常に無責任、そしてそういうことが原因になって建築士の職業倫理観というのが低下したのではないかと、そういうふうにも感じられるわけでございます。

そういうことから、今回の改正で責任を明確化して、そして独立性を確保するということが非常に重要であるという観点から、確認申請書の様式の設計者欄というものを設けて、設計等に関与したすべての建築士の氏名を記入するということが必要とするように改正をしました。また、構造設計一級建築士制度というものを創設をいたしまして、これらの人が関与した場合にその設計図書等に記名、押印をするということで、だれがこの設計図書を作ったのかということが明らかにされる。それから、設計等の受託契約、請負契約でございましょうけれども、その締結をするときに、その締結、調印をする前に管理設計士という人が、施主さん、発注者に対して重要事項の説明の実施と、そしてその書面、そのことを書いた書面を交付するということを強制することにいたしました。その書面の中には、だれが、どういう設計士がこれに関与したかということが告知しなきゃならないし、書面にもそういう義務付けることになっております。

そういうことを通じまして、独立性確保に資する観点からこのような改正をしたわけですが、今適正な報酬ということもおっしゃいました。そういうものを確保するため、報酬基準についても所要の今実態調査を行った上で見直しをしようというふうに思っております。

○小林美恵子君 衆議院の審議で参考人としてお越しになられました仙田さん、そして本多さんは、今回の改正案では独立性は不十分だというふうに意見をされているかと思えます。特に、設計、施工の分離が必要だと。この点につきまして先ほどの大臣の御説明の中にはないかと思えますけれども、この点について大臣はどのように受け止めますか。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 設計、施工を一貫して行うということは、設計の意図を十分に理解した施工がなされると、また施工方法を含めて検討された適切な設計が可能となるなどのメリットもあるわけでございます。必ずしも設計、施工、工事監理というものの分離が適切な工事につながることは考えにくいと私は思っております。重要なことは、適切に設計が行われ、そして設計図書どおりに施工が行われているかどうか、そしてまた、それをしっかりと工事監理がされるということが重要なわけでございます。現在までにこういうふうに一貫したから事故が起こったとかいうことはないわけでありまして、非常に高名な設計士が作ったものでも、施工した結果、所要の目的が達しない、雨漏りがするということもあらはら聞くことがありまして、そういうことから見て、必ずしも一貫してするのが必要だと、まあ理想かどうかは別として、必要だという考えには立ちません。

したがって、今回の見直しでは、設計の適正化を図るためには、構造設計一級建築士等による構造設計の適正化、相当高度な能力を有する人がそういうものについては関与すると、それから、設計契約締結前に先ほど申しましたように重要事項説明と書面の交付を義務付けたと、あるいは、マンションなど一定の施主さんと最終のユーザーが違ふという場合には一括再委託の禁止というようなことも講じまして、適正に設計がされ、そしてその設計図書どおりに施工される、また監理されるというこの担保をしたつもりでございます。

○小林美恵子君 衆議院の審議でお越しになった参考人の方は、設計、施工の分離について歴史的なこともお述べになっておられました。戦前の日本建築士会は、これは現在の建築士会とは別ですが、けれども、おっしゃりながら、帝国議会にも何度その法案がかかっておりますとおっしゃっておりますけれども、様々な反対があったり、特にそれは設計施工一貫でやっている部分から反対があったり成立しなかったと。また、戦争が盛んで審議ができなかったような経過もあるというふうにあります。

すけれども、この問題というのは、戦前からずうっと一貫して投げ掛けられてきている問題だという御指摘だというふうに思っています。

私は、大臣は、一貫性でメリットがあるというお話もございましたけれども、しかし歴史的にこういう問題が投げ掛けられてきているという点については現在も変わらないと思えますので、せっかく建築士法改正というふうになされるのでありまして、この問題も正面から議論をして挑んでいただきたかったというふうに御指摘だけ申し上げておきたいと思えます。今後そのことも含めた、視野に入れた検討も是非考えていただきたというふうに思っています。

そして、次に私、工事監理について伺いします。

工事監理も建築の質を確保する上で大変重要かというふうに思いますけれども、今年の六月、社会資本整備審議会答申、そこには、施工会社の現場監督が工事監理を行っていても十分なチェック機能も果たしてない場合や、設計者が工事監理者であっても工事現場でのチェックをほとんどやっていないなどの問題が指摘されています。こうした点についてはどういう改善が行われているのでしょうか。

○政府参考人(榎正剛君) 工事監理契約締結前に管理建築士が建築主に対して監理業務の内容、実施方法について重要事項説明をいたします。その内容を書面で交付するということを義務付けております。それから、ちよつとこれは法律改正事項ではなくて省令で措置をいたしたいと思っておりますが、工事中工届をいたします、その際に、工事監理業務の契約書を添付させたいと思っております。

そういったことを通じましてきちつとした体制を取りたいということ、工事監理業務についてガイドラインを作成したいと思っております。このガイドラインを作りますと同時に、中間検査とか完了申請時に報告されます工事監理の内容ですとか実施方法といったような記載内容とか、建築主提出されます工事監理報告書の記載内容、こういったようなものも充実させたいということも思っております。そういったことを併せまして工事監理の実効性を高めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○小林美恵子君 大阪府では、現在、いわゆる工事監理者の氏名を明らかにさせるようなことは、いわゆる着工届のときではございせんのでして、建築確認の際にも既に明らかにさせるようにしている、指導しているというお話でございました。これは私は積極的な面だというふうに思います。

そうした中で、同一人物の建築士が書類上年間百件も二百件も工事監理者として届出がされている例があると。考えてみますと、三百六十五日間あつて、同じ工事監理者が二百件もできるわけがないと思うんですね。それで、例えばですけども、建築士業務の責任の明確化とか透明化をするために、一人当たりの工事監理建築物の件数の一定の制限も必要かなとは思いますが、こういうことも含めまして、もうどう見ても無理だというものについてやっぱり是正をしなくてはならないと思えますけど、この点、大臣の御見解をお聞かせします。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 処理能力を超えて多数の物件を抱え込むというようなことはもう望ましくないことは言うまでもございせん。工事監理が適切に行われるように指導しなければならぬと思えます。ただ、他の建築士に名義貸しているというようなことが分かれれば、これは処分の対象にいたします。

先ほど局長が答弁しましたように、今回の改正で工事監理契約締結前に管理建築士等が建築主に対して建築監理を担当する建築士の氏名、それから工事監理に当たつてどういった検査を何回行うのか、それから工事監理の実施状況をどのように報告するか、あるいは工事監理業務の内容、実施方法について重要事項として説明するということを義務付けております。そういうことから、今

建築主提出されます工事監理報告書の記載内容、こういったようなものも充実させたいということも思っております。そういったことを併せまして工事監理の実効性を高めていきたいというふうに考えておるところでございます。

後、建築士が処理能力を超えて多数の工事監理を受託するような事態は防止できる、回避できるのではないかと思います。

しかしながら、現実問題として今御指摘のようなことが起これば、我々はこれ、本当に全部届出さしてますので、そのとおりできないものについては、届出したとおりにやっていないことについては処分の対象になるということを申し上げたいと思います。

○小林美恵子君 是非よろしく願います。

もう時間が参りましたので質問にはしませんが、特定行政庁の体制強化について元々通常国会のときに私も特定行政庁の体制強化ということと求めましたら、当時の北側大臣が、国としても関係省庁と連携を取り、建築行政の役割は大きくなっている中で、その人員について確保できるように連携を取ると答弁されました。

それで、そんなでっこの委員会でも国交省側からの答弁で、いわゆる交付税の算定の問題で総務省にも要望するというお話でございましたけれども、そこは本当に大事なことでございますので、私も改めてそのことを強調させていただいて、今日の質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長(大江康弘君) 測上先生……

○測上貞雄君 後藤先生に先やってもらえる。

○委員長(大江康弘君) そうしたら、後藤先生に順序を変えて御質問をいただきたいと思っております。

○測上貞雄君 どうも済みません。

○委員長(大江康弘君) 願います。後藤博子君。

○後藤博子君 じゃ、最後から二番目の国民新党の後藤博子です。よろしく願います。

今日は、建築士法の一部を改正する法律案、いよいよ今日は採決でございます。もう今までのような議論がなされてきましたけれども、この法が作られたということは、これは終わりではなく、

これからスタートですね、大臣。これをしっかりとこれからやっていかなきゃならないという覚悟を込めて質問をさせていただきますし、私も委員の一人として、これからいろんな、様々な現場の中でもちゃんと法が守られているかどうか、私自身も庶民の目線でチェックしていきたいと思っております。

今日は、工事監理の適正化と重要事項説明ということでお尋ねいたしますが、建築士の独占業務として設計とともに工事監理が位置付けられています。非常にこれは大事なことです。設計業務を適正化するとともに、工事監理をきちんと行い、設計図書とおりに工事が施工されているかどうかを確認することが、これは最も重要です。また、建築士による工事監理のみならず、建築工事の施工の適正化を図ることが重要です。

そこでお尋ねいたしますが、工事監理の適正化について、何を措置するのでしょうか。あわせて、もう一問、重要事項説明では工事監理の適正化といった観点から何を説明することになるのか、また、その他の事項としては何を説明することになるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○政府参考人(榑正剛君) 委員御指摘のように、設計書とおりに工事が施工されているかどうかというのを確認するということが大変重要でございます。そして、それが正に工事監理業務ということでございます。今回の見直しでは業務内容を明確化いたしまして、建築主側でも契約内容を理解した上で契約を締結するというを通じまして、工事監理業務の適正化を図ることとしたいというふうに考えております。

先ほどにも御答弁を申し上げましたけれども、締結前に管理建築士等が工事監理業務の内容、実施方法について重要事項という形で説明すると同時に、その内容を書面で交付することを義務付けるといふことと、基準法におけます工事着工届の際にこの工事監理業務の契約書を添付させるといったようなことで実効を上げたいというふうに思っております。

また、このほか、監理業務についてガイドラインを作成をいたします。このガイドラインを通じてまして、実は中間検査とか完了検査申請時に報告されます工事監理内容の実施方法についての記載内容と、それから建築主に提出されます工事監理報告書の記載内容、それぞれ充実させるといったような形で工事監理の実効性を高めていきたいというふうに考えております。

それから、重要事項説明の実施と書面の交付の義務の内容でございますけれども、ここでは工事監理をする場合の建築士の氏名、それから一級、二級といったような建築士の別ですとか構造設計一級建築士かどうかといったようなことについての説明が義務付けられるということと、それから、工事設計図書との照合方法、それぞれの工程におきまして写真で照合する方法とか、やっぱり現場出ないといけないよとか、こういった検査を何回行うのかと、こういった内容を重要事項の義務付けになるのかなと思っております。

それから、工事監理の実施状況に関する報告方法というのでは、例えばどのタイミングで報告をするのか、書面によって報告するか口頭で報告するかといったような事項をきちつと説明して、それを書面化するということに相なるうかと思っております。

○後藤博子君 ありがとうございます。

そうなんです、やっぱり契約書とかその添付するものとか書面というのは非常に大事なんです、ともすればそれに追われてしまうことが多いんです、現場の中で。そういうことのないように、添付するにしろ契約にしろ、契約はきちんとしなきゃ、取り交わさなきゃいけませんけれども、書面自体はできるだけ簡素化して、明確な内容としていただくと現場の者は非常に有り難いと思いますので、よろしく願います。

先ほど小林委員もおっしゃいましたけれども、建築物の安全性確保のためのこの答申の中でも、やはりその建築主が、設計者にその名義を工事監理者欄に記入させてと云々かんぬんあり

ますよね、これが非常に大臣、大きな問題になりましたので、よろしく願います。

では、次に行かせていただきますが、建築工事の施工の適正化の、建築の、これは行政法の改正なんですけれども、建築士法とともに、建設工事の施工の適正化を図る観点から、建設業法についても幾つかの点を改正をされました。建設業法では、現在、一括下請負を原則禁止、一方で発注者による書面の承諾があれば一括下請負を容認するというものになっておりますが、政府案では、たとえ発注者による承諾があつたとしても、分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが一致しない一定の工事については一括下請負を全面的に禁止ということになりました。

新たに分譲マンションなどについてのこの一括下請負を全面的に禁止しようとするこのねらいと意義についてお尋ねをいたします。

○政府参考人(宿利正史君) 今、後藤委員から御指摘ありましたように、現在の建設業法の第二十二條では、これは発注者保護の観点からでありまして、発注者の信頼を裏切る一括下請負を原則として禁止しております。これは、保護される対象である発注者自身が一括下請負を承諾している場合には、これはこれを禁じるまでもありませんから、発注者の書面の承諾があれば一括下請負は違法ではないと、こういうことになっているわけでありまして。

一方で、分譲マンションのように、その工事を発注する不動産業者とそれから元請業者のブランドを信用してマンションを購入するいわゆるマンション取得者、これは一致をしております。したがって、このような発注者とエンドユーザーが異なる場合に発注者の承諾のみで一括下請負を認めるということになりますと、エンドユーザーが元請業者に対して持つております信頼を損なうということになるわけでありまして。

そういう観点から、今般、建設業法の第二十二條を改正をいたしまして、「多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で

定めるもの」につきまして、仮に発注者の書面の承諾がありましても一括下請負を禁止をするということにいたします。具体的には、共同住宅の新築工事を対象にしたいと考えております。

このことによりまして、元請業者に対するマンション取得者などの信頼が保護されると同時に、元請がしっかりと工事に関与いたしますから、建設工事の品質の確保も十分図られるものだと考えております。

○後藤博子君 ありがとうございます。

一括下請負と言うとあれですけれども、要は丸投げ、丸投げという言葉を使われますよね。そういうことがないようにきちっとしていつていただければと思います。

時間がありませんので、どんどん行きます。

前回もいろいろと質問させていただきましたが、私が電気工事屋の女房だという話をしたんですけれども、何かイメージが変わったという藤野先生の御指摘がありました。私たちは本当に下請、孫請で工事を請け負っております。ですから、立場的には非常に弱い立場でやっていますが、これからは発注者や施工者あるいは設計者ということでは、もうお互いのパートナーシップということで、パートナーを組みながらそれぞれの現場をきちんとした建物造っていくことでは同じだと思います。下請でも孫請でも同じです。

そこで、幾つかの質問なんです。建設生産システムの現状として、投資の減少、価格競争の激化等による建設産業の疲弊、労働条件の悪化が挙げられています。とりわけ、建設生産の特徴というべき重層下請構造とも相まって、これまで下請、孫請の業者は片務的な契約関係を強いられてきたことも否定できません。

そこで、お尋ねいたしますが、建設業における重層下請構造に起因するもう一つの問題に対して、これまで行政はどのような取組をしてきたのでしょうか。また、下請、元請関係の適正化の実現に向けて、今後行政としてどのように対策を講

じていくつもりでしょうか。その種々の問題に対して、この問題の中身が私はちょっとお聞きしてみたいと思っておりますが、問題の認識がどの程度にあるのかということも併せてお聞きしたいと思えます。よろしくどうぞ。

○政府参考人(宿利正史君) 後藤委員が正によく御承知のところでありまして、建設業は単品受注生産でありまして、工事量が発注者の動向とか経済状況などによって大きく左右されるという性格を持っております。また、昨今、工事の技術、種類が専門分化をしておりますから、一連の工事を仕上げるためにいろいろな工事分野の施工業者が必要になると。こういうことで、下請が重層化するネットワーク型の産業構造になっているということでもあります。このようにいわゆる重層下請構造の中で下請業者への一方的なし寄せなどが行われるという問題が存在しているということで、私も十分認識をしております。

そこで、国土交通省としては従来から、例えば契約の締結を必ず書面によるというようなこと、あるいは明確な経費内訳によって見積りを出してもらおうというようなことなどの徹底について、毎夏と冬に関係の団体を通じて指導を行っております。同時に、毎年度、元請、下請の双方に対して、それぞれ実態調査をかなり大規模に行っております。それで元請、下請の状況を把握をし、また必要に応じて私どもの職員が立入検査をして実態の把握をしております。その結果、問題がありま

すような場合には、建設業法に基づいて勧告、監督処分などの措置を講ずるということにしております。特に、最近、いわゆる公共工事におきまして極端な低価格受注、いわゆるダンピング受注の問題が生じておりますが、これについては工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないと、あるいは下請事業者へのし寄せの問題又は労働条件の悪化といった問題があり、これは建設業の健全な発展を阻害するおそれがあるとして私どもとしては心配をしております。

こういう観点から、ダンピング防止対策の一環として、最近でありますけれども、一定の大規模な工事を対象にいたしまして、元請、下請のそれぞれの事業者が立入調査を行って、契約の締結状況が適切であるのかどうか、あるいは下請代金の支払がきちっと行われているかどうかなどの確認を行っておりますし、改善が必要なケースについては建設業法に基づいて厳正に対応しているというようにことを講じております。

いずれにしても、これらの対応をきちっとやる中で健全な建設業の発展を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○後藤博子君 宿利局長、ありがとうございます。

そこら辺を徹底していただければ、私たち下請、元請の業者にとっても安心して仕事をすることができます。特に、最後に言われましたように、売掛金、売り掛債権の流動化といえますか、いわゆる下請は仕事を私たちに発注するだけです。私たちは仕事を請けたときに、もう材料等が、もう先払いしていくわけですね。そして、なかなかその売り掛、掛けになっていきませんから、その先へ先へと支払わなければならない。ようやくもらったかと思うと、今度は手形を待たなければならぬ。手形になると、手形の期日を待たなければならぬ。手形は支払をしなければならぬという、もうそういう非常に苦しい状況が続きます。そういうときに、じゃ、手形を渡したんだから割引すればいいじゃないかということでは銀行持っていくますよね。満額下りません。手形割引、取られるわけです。だから、非常に下請、孫請は苦しい状況になります。

特に、先ほどききましたその現場に行って調べていただくということになりましたので、特にその経費的な問題、お金の流れの問題、そこをしっかりと押さえていただいて、孫請、下請が潤滑に仕事ができるように、夢と希望を持った生活ができるように、そういうものとしてしっかりと現場を押さえていただきたいと思います。だからといって、元請が

全部いいとこ取りしているというわけではないんですけれども、やっぱり私たちにしてみれば、どうしても苦しいことは私たちに全部し寄せが来ると、労働の問題も過酷な労働条件も全部そうですね。そういうことが現場ではありますので、現場に行かれたときにはその辺も押さえていただければと思います。

これでもう時間来ましたが、今日大臣にちよつと質問できませんでしたので、今日採決しますので、そういうことを含めて大臣の最後の決意をお聞かせ願えますでしょうか。それで終わります。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 私も今の下請の話、大変重要だと思っております。下請が泣かされることによつて、品質確保という面からもこれはいけませんし、また日本の活力は中小企業です。そういう意味で、今おっしゃったことはきちっと守らせていただきたいと思います。

○後藤博子君 ありがとうございます。これで終わります。

ありがとうございます。終わります。

○委員長(大江康弘君) 湖上貞雄君から質疑を取りやめたい旨申出がございましたので、そのように取り計らいます。

他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

建築士法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大江康弘君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤本君から発言を求められておりますので、これを許します。藤本祐司君。

○藤本祐司君 私は、ただいま可決されました建築士法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、

ればと思います。
○衆議院議員(愛知和男君) 藤本委員にお答えさせていただきます。

四十年以上前の現行法の制定時におきましては、そのときの時代背景を反映いたしまして、外国人観光客の増加による外貨の獲得、あるいは観光旅行による国民の生活の緊張緩和、勤労意欲の増進などが観光の主な意義と考えられておりました。しかし今日では、観光は潤いのある豊かな生活環境の創造を通じて国民生活の安定向上に貢献し、内外の旅行者に向けた観光地づくりの取組により地域を活性化するとともに、日本の魅力を世界に向けて発信し、諸外国との観光交流を拡大することにより国際的な相互理解の増進に貢献すること、さらにその延長線では世界の平和に貢献するということにつながるとありますが、意義がそういうことで、四十数年前よりも観光というものの意義が大きく拡大したと、それを踏まえてのこの改正ということでございます。

そしてもう一つは、従来の法律ですとただ理念をうたった法律でございましたけれども、今回のこの観光立国推進基本法では、特に第十条におきまして観光立国推進基本計画を閣議決定するという定めになっておりまして、政府が観光政策をきちっと閣議決定して国民にこれを公約をするという形で観光政策を推進していくと、こういう仕組みに変えたところがポイントだと理解しております。

○藤本祐司君 確かに、最近の観光を取り巻く環境というのは大きく様変わりしてきているということがあるんですけども、今、愛知先生からお話があったその中で、今地方の活性化という、その地域を活性化するための一つの方法論とか、重要な方法論だというようなお話があったわけなんですけど、先ほど趣旨説明の中にもいわゆる少子高齢化という言葉があった、その少子高齢化ということを背景とした改正ということが一つのポイントなのかなというふうに思うんですけども、確かに少子化、特に少子化ということでは人

口が減少局面に入ってきていると。人口が減少局面に入ってくると、どうしても地方の元気というのがどんどんどんどん衰退をしようとする。

その中の一つの考え方として、いわゆる交流人口の増加ということが見込まれてきたんだろうというふうに思いますが、この点につきまして、国土交通省の方でも観光振興を積極的に進めていくということがあろうかと思いますが、この交流人口をどう活用していくかというふうな考えにいただけますでしょうか。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 観光立国は、潤いのある豊かな生活環境の創造を通じて国民生活の向上に貢献するとともに、頑張る地域が知恵と工夫を生かして内外の旅行者に向けた観光地づくりに取り組むことを通じまして、地域の交流人口を拡大し、魅力ある地方をつくることにつながるものと考えております。

また、日本の伝統や文化、自然、歴史などの魅力を世界に向けて発信することにより、世界に尊重され愛される国づくりを目指すものでありまして、その意味で、観光立国という政策は正に国の重要な政策の柱である、このような意義付けを考えているわけでございます。

観光立国推進基本法案は、こうした意義を踏まえまして、観光立国の推進に関する政策を総合的かつ計画的に推進しようとするものでありまして、政府としてもその趣旨を十分に踏まえ、観光ルネサンス事業等によりまして、地域の自主性、自律的な魅力ある観光地づくりの取組を支援するとともに、ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化に取り組むことによりまして、国、地域を挙げて観光立国の推進をしてまいりたいというふうな考えております。

○藤本祐司君 今、冬柴大臣からも交流人口、私も交流人口を活用するというお話をさせてもらっているんですが、そこで素朴な実は疑問がございます、今回の観光立国推進基本法を提出されたという意義は非常に高いかと、いいことだな

というふうに思うんですが、逆に言うと、交流人口を活用するというのは国土庁の時代から、もう十年以上前からずっと言ってきた、言われてきていることなんですね。

ところが、観光基本法に関しては、特に今まで改正をしようという動きが政府の方からはなかったというのを考えると、逆に言うと、今までどうして放置してあったのかなということが逆に言うところ不思議でならないんですけども、その辺りについて国土交通省の御見解として、交流人口は十年以上前から多分話はあるんですけど、公に文書としても出てきていないはずだと思いますけれども、そこをむしろ今遅過ぎたんじゃないかなというふうな感じさえておるんですけれども、その点については国土交通大臣としていかがでしょうか。

○国務大臣(冬柴鐵三君) もう随分前になります、この観光基本法も議員立法で行われたものでございます、また今回も議員立法ということでございますが、いろんな基本法の中でも現在十七本ほどが議員立法で行われております。その意味で、この議員の先導によるこのような議会活動というものはすばらしいものだと思っております。

それじゃ、政府は何もしてなかったかというところ、そうではないに、いろいろこういうものを検討はしてきたんですけれども、今回このような総合的な政策の指針をこれで示していただきまして、なので、なお一層拍車を掛けて頑張っていくかなきゃならない国の基本的な政策だというふうな考えております。

○藤本祐司君 それでは、次のちょっと具体的なところに入りたいと思いますが、皆さんの「現代の温泉地評価」という、「主要六十六温泉地」、これは全国すべての温泉地を出していないので、全体の総体的な評価にはなっていないのかもしれないんですが、これは日本経済新聞社のところから持ってきたものでございますが、プロ百人、まあ百人です。サンプル数としてはそんなに多くないとい

う御批判もあるかと思いますが、プロということ、旅行会社であるとか、観光学を専門にされている先生方とか、あるいは旅行評論家などの結果でございます、左の方に高い評価があるところが一位から十位、トップテンぐらいがありまして、右の方に評価が低かったところのトップテンというのがございまして、これについて塩谷委員長、せっかくいらっしゃっておりますので、ちょっとお聞きしたいんですが、これがすべてだというふうには私は思っておりませんし、これがすべての評価だというふうには判断すること自体が間違っている部分もあるかと思っております。

一つの客観的な評価として、私も同じ静岡です。でも何とも言えないところがあるんですが、一番下に館山寺温泉というのがございまして、これは別に館山寺温泉をいじるわけでも批判するわけでも全くないんですが、逆に言うと、今度右側に書いてある割と評価が低いところ、意外と有名な、昔から著名な大規模な温泉観光地でありまして、左側の高い評価のところは比較的小規模な温泉観光地ということになっていまして、このところがなかなか面白いところかなと思っております。御提示させていただいたんですが。

逆に、この低評価になってくると、いわゆる魅力が衰退してきているということにならざるを得ないのかな、そう評価をせざるを得ないかなというふうに思うんですが、塩谷委員長、この点につきましてどういう点が、御地元でございまして、どういう点がやはり評価されたいと思われているか、ちょっとその魅力が落ちてきているその原因といたしますか、理由がもしお分かりであれば教えてください。

○衆議院議員(塩谷立君) 藤本委員も同じ浜松出身で、お互いにこの評価はちょっと残念なことでございますが、やはり、まずは一般論として、この右側がかつて有名だった温泉地がたくさんあるんですが、団体旅行が主流であった時代、それから時代が変化して、最近では小グループとか、あるいは自然体験とか、人々と交流するとか、やは

り旅行の内容が変わってきました。人々のニーズが変わってきたのに、なかなか対応し切れなかった点があると思うんですね。

ですから、今はどちらかというと、ほかの地域との差別化とかブランド化とか、そういった特色を持ったところが非常に多くなってきている時代になってきていると思いますが、そういう点では我が地元がちょっと後れているかなと思っていますが。

しかしながら、近年若い経営者等、あるいは観光関係以外の農業とかその地域の産業に携わっている若手が一緒に新しく立ち上げて、実は浜名湖エンタメというグループをつくって、国土交通省からも指定を受けて十年計画で浜松地域観光振興計画というのを昨年から取り組んでいるわけですし、そういう中で、やはり地元の特産物、これ今、遠州天然トラフグというのを売り出して、この結果、四万人ぐらいの新しい観光客が来ている。

さらには、一昨年、浜名湖花博というものをやりまして、このフラワーツーリズムというものを盛んに今行っているんですが、そういう関係でも今、大分観光客が増えているということで、やはり何らかの地域を生かした特色を出すということがこれからのやはり観光産業に大きなポイントだと思っておりますので、そういう点でも、この基本法をしっかり成立させて、地域の特色を生かして振興することが大事だと思っております。

○藤本祐司君 ありがとうございます。

そういう部分が非常に大きいかなと思いますけれども、もう一つ、実はこの高評価と低評価で比べてみますと、低評価のところは実を言うと、これ新幹線の駅を持っているところが半分ぐらいあるんですね。

これ、よく言われるのは、観光振興のために交通網を整備しなければならないというふうによく言われて、交通網を整備することによって観光地がすべて丸く収まってしまうというふうに思われがちではあるんですが、逆にこれだけを見てし

まいますと、交通網を整備することがイコール観光地の振興、観光の振興になるものではないという判断もできるんだろうというふうに思うんですが、この点につきましては国土交通省としてはどういうお考えをお持ちになつていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(柴田耕介君) 観光地ごとによりまして、その魅力の状況にもよりまして、例えばひなびたところにバスが入っていきますとか、歩いて入っていきますとか、そういう魅力のところもございまして。また、ある程度利便が良くないところ、ろくなくないところということもございまして。地域の特性に応じまして様々なアクセスの仕方を考える必要があるのではないかと、こういうふう考えております。

○藤本祐司君 正に今の地域の魅力というお話がありましたが、その地域の魅力というのは、多分交通網というのは魅力の一つかもしれないけれども、それがすべてではないということですね。

実は、交通網を整備されると、よくあるのは、高速道路が通つたとか新幹線が通つたということだけで安心をしまし、自分たちの地域の魅力向上というか、その辺に工夫を逆に言うとしなくなってしまうというおそれがありまして、そういう意味では地域の魅力の一つの材料ではあるかもしれないけれども、それがすべてではないということ、多分、地域の魅力向上ということろはそれぞれの地域が考えていかないとけないことなのかなというふうに思っております。

それでは、ちょっとこの条文につきまして少しづつお聞きしたいというふうに思いますが、その地域の魅力ということについてもちょっと幾つかお聞きしたいんですが、せっかくですから、塩谷委員長がいらっしゃっておりますのでお聞きしたいと思うんですが、例えば御自宅にお客様をお招きすると、塩谷委員長の豪邸にお客さんをお招きすると、そういう場合に、観光というのは外から人を呼び込むというか、来ていただくということと行為としては大体似ている部分があるんですが、

が、そういう場合、どういう対応をされようとするか。例えば、庭の掃除をしましよとか、部屋の掃除をしましよとか、いろんなことがあると思うんですけども、そういうときに、やはり気にされて何らかの対応をされるんだろうと思えますけれども、事細かにお答えくださいますと申し上げませんが、大体こんな方向でやるよということをお教えいただければと思います。

○衆議院議員(塩谷立君) 大変、拙宅に招くということではできないぐらい私は貧しい家に住んでおりますので、なかなか人を招くということないんですが。

一般的に、やはり人をお招きするとなつたら、きれいに掃除したり、例えば食事の場合は何が好みかなとか、やっぱり相手によってどうしようかなとか。あの人はこういうところがうるさいからこういうところを気を付けようとか、やっぱりそういうことを気にする。

つまり、人のニーズをいかに受け止めていくかということが観光につながると思うんですが、やはりその中で一番大事なことは、もてなす心だと思いますが、気持ちよく迎える心が大事かなと思っております。私が浜松も、もてなしのまちなんというのをやり始めたんですが、いかにもてなしがなかったかということだと思っておりますが、やはりそういう気持ちが一番我々どこかへ行つたときにも有り難いなど、気持ちいいなということだと思っております。ただ単にハード的なものだけじゃなくて、やっぱりそのおもてなしの心というか、気持ちというか、それが大事じゃないかなと思っております。

○藤本祐司君 多分、そういう場合に、御自宅にお招きするような場合、多分奥様とかが結構注意をして気を付けてやられるんだろうというふうに思いますが。

ここに、第八条、御提案いただいている第八条に、これは年次報告のことが書いてありますが、そこで「交通政策審議会の意見を聴いて」というふうに入っておるんですが、これはちょっと国

土交通省の方にお聞きしたいんですが、実際に観光を検討している交通政策審議会の観光部局になると思えますし、国土交通省のまたちょっと組織編成がされた観光セクションですね、これどういう体制で、どういう例えば属性といいますか、になつていくか、ざっとで結構ですので教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(柴田耕介君) 交通政策審議会観光分科会の状況と、私も国土交通省観光部局の状況について御説明をいたします。

交通政策審議会観光分科会につきましては、現在十四名の委員の方々がおられまして、学識経験者、民間の観光に関する有識者、経団連などの経済団体や観光関係団体の代表者などの方々が構成されております。これらの委員の方々の男女の内訳でございますが、男性が九名、女性が五名というふうになつてございます。

また、国土交通省観光部門におきましては、これまで幹部職員も含めまして他省庁等との人事交流を充実に行つてきたところでございますが、本年七月に四課体制から六課体制に拡充したことを機に、更に人事交流を進めたところでございます。具体的には、省内の関係部局はもとより、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省などより、関係省庁との人事交流を行っているところでございます。

○藤本祐司君 国土交通部門のその男女比というのはどうなつていますか。

○政府参考人(柴田耕介君) ちょっと正確なところは分かりませんが、六、一か七、一ぐらいで女性の方が方だと思ひます。はい。済みません。

○藤本祐司君 なぜそんなことをお聞きするかとありますが、先ほどもおてなしの話をしたんですが、実際に旅行の選択、場所どこに行こうとか何をしようかというのは、圧倒的に女性がイニシアチブを取つていまして、ヘゲモニーを握っているのが女性だという、これも調査の結果としてあるんですね。ですから、むしろ計画を考えるとそういうことに関して言うと、やっぱり女性の視

点を入れないと、先ほど塩谷委員長がニーズを把握してと、ニーズは男性だけじゃ把握できないものですから、このところが観光を考えていく上である意味一つのポイントになってくるんじゃないかなというふうに思います。

交通政策審議会の方は九対五ということで、大本の国土交通省さんが六対一とか七対一というところのバランスがやはり欠けてくるという部分があるかと思いますが、客観的に意見を取り入れるなりいろんな方法があるかと思いますが、是非そこは、男性女性の比率というのは考えていただければというふうに思っております。

ちよつと時間も大分なくなりましたので、三十分しか私の持ち時間がありませんので、一条から順番に本当はやりたいんですが、時間掛かりますので飛ばし飛ばしでやらさせていただきます。

第二条、「施策の基本理念」。この第二条の構成を見ますと、非常に私は、これすばらしくうまく構成されているなというふうに思っております。最初「地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ」という、この点非常に、頭に出てきているというところが評価できるかと思いますが、法案の意図として、この第二条全体として、法案、どういう意図でこの理念を定められたのか、お答えいただきたいと思えます。

○衆議院議員(三日月大造君) ありがとうございます。謹んで元氣良く御答弁申し上げます。ありがとうございます。

今、藤本議員が言われたところが、正にこの法案、最もこだわったところであります。各地千差万別で、それぞれに美しいところやいいところがたくさんあります。そして、日本の各地域においては、来てもらおう、見てもらおうということで、観光のための町づくりが自治体、民間団体、事業者一体となって行われております。

こうした取組の中で、これまで成功した地域の事例を見ますと、各地域の持っている美しい

自然とか景観とか、地場産業、文化、伝統、それぞれの持っている固有の良さを生かした町づくりをしよう。また、これまで埋もれていた観光資源に目を向けて、それに創意工夫しながら主体的な取組を行うということが成功の大きな要因になっております。何より、自分たちの住んでいる地域に愛着と誇りを持って他の国や地域の人たちに自信を持って紹介できるということがやはり観光の大切な原動力になるでしょうし、持続性の高い観光地の実現に結び付くものだと思います。この第二条の基本理念の中に、地域における創意工夫というものを強調しております。

既に、先ほど大臣の方からありました観光ルネサンス事業というもので地域の創意工夫の、特にソフト面での応援が行われているところなんですけれども、今後この法案の理念に基づいて、観光立国実現のために地域主体の町づくりを積極的に応援をしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○藤本祐司君 北海道から九州、沖縄まで、様々な個性があると。その特性を一律に国で計画したり国が主体的にやるということは、もう、もはやそういう時代ではなくなってきたという、ということを考えれば、地域が正に自分たちで責任と自分たちの裁量の中でやっていくということ、観光にとつては非常に重要なことかなというふうには思っております。

そこで、過去のいろんなリゾート法とかそういう、余りうまくいっていなかったところもあるかと思いますが、うまくいっているところもあるんですが、その中で懸念されているのは、本当に自然を破壊するような行為が起きるとか、あるいは観光事業者が箱物を造って、そうしたらその観光事業者が倒産をしようとか、ちよつと最近で言うと夕張の例なんか一つあるかと思うんですが、その辺りもやはり配慮をしていかなければならない。

でもこれやってしまってもいいものなのかどうかというところは、やはり住民の方々の意向であるとか、その方々の気持ちというか、持続性といいますが、観光の、観光の持続性というところが非常に重要なことになろうかなというふうには思っているんですが、その点については、今回の基本法の中でどの辺りで担保されていると解釈すればよろしいんでしょうか。

○衆議院議員(三日月大造君) 大切な視点だと思います。

第六条、「住民の福祉に配慮する」という文言があるんですけど、正に平成十五年ですか、観光立国懇談会の中で、住んでよし、訪れてよしの観光地づくり、観光立国だということが指摘されています。その住んでよしという部分を規定していくためにこの六条、住民の福祉に配慮するという文言を入れて、そこには三つの思いが込められております。

一つ目は、やはり小規模の観光地に大規模の資本が投入されたり大量の観光客を送り込むことによって、交通渋滞を起こしたり、ごみを散乱したり、騒音立てたりと、そういったことで住民の生活環境に悪影響を及ぼすようなことであったり、騒音立、二つ目は、やはり箱物整備に固執をしたり、また、ハードの整備に依存をし過ぎることによって、地域が持っている自然ですとか、景観ですとか、町並みですとか、そういう大切な持続的な発展のために不可欠な観光資源、資源を壊してしまうようなことではあってはならない。また、最後に三つ目としたしましては、地域における雇用の確保に是非積極的に協力をしてほしいと、こういうところをこの六条の中に思いとして込めております。

○藤本祐司君 ありがとうございます。

観光の形態というのはいろんな形態が増えてきておりまして、昔のように名所旧跡を回る物見遊山のなというか、そういう観光だけではなくて、あるいは一泊宴会快樂何とか型みたいなそういうものから、大分その地域地域のテーマといいま

すか、それを見ながらの観光というのが非常に人氣が出てきているということを考えると、その地域の方々がやはり正に愛着を持つ、誇りに思うようなそういう観光地づくりをしなければいけないというところかなと思います。それが多分地域の魅力付けということになろうと思うんですが。

ただ、地域の魅力付けをするということだと考えると、いわゆる、例えば北海道のある町と沖縄のあるところと地域の魅力があるといったときに、あるパイを食い合うだけになっちゃうんですよ。要するに、それぞれが地域の魅力を付けましたよといつても、今の需要からいくと、国内需要というのでもそれほど伸びていないというか、むしろ低く、下がっている傾向の中で、需要が伸びないとパイの食い合いになる。地域に魅力付けをするとなればそれがやっても、結局地域間競争が激しくなってしまうところが出てきてしまう。そこをこの観光振興ではもっとその需要を増やしていくという、そういうことを考えていかなければいけないわけなんです。そのためには何をすればいいかという、所得を増やすことと、要するに移動するといいますか、休日を取るとか、その辺りに何か配慮をしていかなければいけないことになると思うんですが、この中で十九条に「観光旅行の容易化及び円滑化」というところで「休暇に関する制度の改善」という、この項目を一項目に入れてあるんですけど、この休暇に関する制度の改善というのは具体的にどのようなコンセプトでこの条文が入ったんでしょうか。

○衆議院議員(赤澤亮正君) ありがとうございます。

現在、我が国の旅行需要、盆、正月、ゴールデンウィークなど特定の時期に集中しております。交通渋滞の発生でありますとか、旅行商品が高くなるといった弊害で国民が旅行しづらい環境になっております。また、受入れ側の宿泊施設においても、需要が特定の時期に集中しますので繁閑の格差が非常に大きなものとなって経営を圧迫

するような状況すら認められるところでございます。

そこで、休暇取得の分散化でありますとか、年次有給休暇の取得促進などによりまして、特定の時期への集中を緩和し、国民が柔軟に休暇を取得して旅行しやすい環境を増大させることが非常に重要であるというふうに考えて、このような規定を置かせていただいたところでございます。

○藤本祐司君　やはり総需要が増えなかつたらば結局観光の振興にはならないということになるのかと思いますけれども、今の御発言の中で渋滞の緩和とか、そういうこともやはり見据えていかなければいけない、いわゆる休日の分散化というところが非常に重要なところだというふうに思います。

盆、暮れ、正月だとかゴールデンウィークに全部集中するという中で、平日はがらがらだということになるんですが、私の伊豆、静岡県伊豆も特定の休日のときばかりもう行っても一時間掛かるのが三時間、四時間掛かってしまう。普通だったら一時間のところが四時間も五時間も掛かる。そうすると地元の方から交通渋滞が激しいので道路を造つてくれみたいな話になる。ところが、平日はがらがらだという。そういうことを考えると、実はこれを分散化して平準化することによって新たな道路を造る必要もなくなつて、それが平日に回つてくるということを見ると、非常にいいわけの企業側からすれば所得を落とすとして休暇をたくさん出すということではなくて、そのところは一定の水準に保ちながらも休日分散化することによって、働く側としても非常に平準化した労働時間を保つことができるという点では、この休日については相当の効果が現れるのではないかなというふうに思います。

また、旅館とかホテルなんか忙しいときに大量にいわゆる非正規雇用をするわけです。まあこの宿泊業が多分非正規雇用の数としては、割合としては圧倒的に高いんだらうというふうに思うんですけれども、そのところも改善できる、その

平準化することによって、お客様がいつも平準化することによって改善できるし、観光客側もいつも三万円、四万円払わなくても一万円でも泊まりにできると、いわゆる旅行機会を増やすということになるかと思ひますので、この休暇というのは非常に重要なことなのかなというふうに思ひます。

時間がございませんで、最後に一問だけお聞きしたいんですが、第二十六条、これは国及び地方公共団体が協力といったところを、これわざわざいいますか、国と地方公共団体が協力ということを入れているその辺の法案の意図についてお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(伊藤淳子)　御質問ですが、観光立国の実現には戦略的な日本のブランドの海外への発信や諸制度の改善など国が取り組むべき課題と、地域の特性を生かした観光地づくりなど地域が取り組むべき課題があり、これらを連携して進める必要がございします。このため、国と地方公共団体が適切な役割分担の下で相互に協力することにより、観光立国の実現に関する施策を策定をし、実現すべきことを定めたものであります。

このことは、本法案中の各規定に共通して当てはまるものでございまして、法案の第二十六条においてまとめて規定をさせていただいたものでございします。

○委員長(大江康弘君)　いいですか。

○藤本祐司君　はい。終わります。

○小林美恵子君　日本共産党の小林美恵子でございます。

政府は、観光に関しまして今ビジット・ジャパン・キャンペーンということで、とにかく訪日客の観光を重視をされていまして、そこでもちよつと国交省にお聞きしますけれども、国内の観光消費の中で訪日客の観光が占める割合はどんなものでしょうか。

○政府参考人(柴田耕介君)　平成十七年度の数字でございますが、国内の旅行消費額は二十四・四兆円、うち訪日外国人による観光消費額は一・六

兆円でございます。国内の旅行消費額に占める割合は六・七％でございます。

○小林美恵子君　それは、今お示しいただいた数字といひますのは、いわゆる観光目的か、それとも例えばビジネスで来る場合もありますよね、ビジネスで来る場合も含まれているんですかね。

○政府参考人(柴田耕介君)　訪日外国人による観光消費額の中にはビジネスのものも含まれております。

○小林美恵子君　JNTOの訪日客アンケートでございますと、観光目的が三五・二％、韓国、中国、台湾からは観光目的は六％というふうになっておりますので、恐らく先ほど示していただきました訪日客の観光消費額はもつと下がるだろうと、観光目的でいくと、思うんですね。

それで、訪日客をとにかく一千万人にしようというのが政府の目標でございしますけれども、そうした観光目的を勘案しつつ、同時にJNTOの訪日外国人消費動向調査の宿泊費等で試算をしますと、観光消費額の増額は千八百億程度だと私は試算をいたしました。実際、全国の旅館衛生生活同業組合連合会の方のお話を聞きますと、観光立国について、外国人客の誘致とともにやはり国内の方の旅客拡大に努めてほしいというのが切実なお話でした。それは私ももつとだと思ひます。

ここでもちよつと大臣にお聞きしたいんですけれども、観光立国というならばやはり日本の国民の国内観光需要拡大をやつぱり重視すべきだと思いますけど、大臣、いかがですか。

○国務大臣(冬柴鐵三君)　お説のとおりでございます。売上げを見ても先ほど審議官が答えたとおりでございまして、国内の旅行というものが大事であることは間違いありません。美しい国づくりのために国際観光の振興とともに国民の国内旅行も含めた国民の観光旅行の振興が重要な課題であります。国民の国内旅行需要を拡大するためには、地域資源を活用した魅力ある観光地づくりの取組を促進することが必要であると認識をいたしております。

そのために、国土交通省では地域資源を活用した観光振興に成功している百の事例、地域いきいき観光まちづくり一〇〇というものをにつくりまして、それぞれに中心となった人のコメントなど、何がこういう成功したかということが紹介されているところがございます。この観光ルネサンス事業によりまして地域主体の観光振興取組に対する積極的な支援も行つておりまして、これは民間主体の活動に対する支援でございます。

例えば、三重県の鳥羽市では体験型ツアーやバリアフリーツアーの造成などの取組が行われておりまして、更に観光ルネサンス事業によりまして海女さんですね、ここで特色がある文化ですけれども、海女の文化を紹介する資料館や海女小屋の整備などの観光振興にも取組をいたしております。大変人気を呼んでいるところでございします。さらに、健康に配慮したヘルスツーリズムなど、地域密着型の新たな形態の旅行商品の創出を促進する取組も予定しております。引き続きこうした取組を通じて国内の観光関係者、そういう人たちの幅広い協力によってその振興を促進していきたいというふうに思っております。

○小林美恵子君　今、大臣は地域支援を活用して魅力ある観光地をつくるというお話でございました。同時に私は、国内観光需要拡大を重視をするとおっしゃるならば、もつと大事なことがあるのではないかとこのように思ひます。それは、国民の皆さんの観光に行こうかという、つまり所得と時間にゆとりがなければならぬと思うんですね。

現実ではどうかということでお手元に資料をお配りさせていただきます。これでいきますと、ごらんなさいと、総務省の家計調査でございしますけれども、勤労世帯の可処分所得の月額ですけれども、月額は二〇〇〇年で四十二万九千三百三十八円、それから二〇〇五年でいきますと三十九万八千八百五十六円と、確実に減少していることがお分かりかと思ひます。一方、旅行関連支出といひますのは、これは年間の金額を出してお

りますので御了承いただきたいと思ひますけれども、それでいきますと、二〇〇五年十三万四千七百一円、二〇〇五年十一万八千八百五十円と、これもいづれも年間ですけれど減少しています。つまり、国民の皆さんの所得の減少は旅行関連支出の減少と比例しているというのが私が示したグラフで申し上げたことなんでしょうね。

働いても働いても、先日もテレビでパートツターのワーキングプアの話がありました、生活保護以下の収入という方がこれでは旅行にはなりませんね。さらに、労働時間が長くて休暇もままならないと、休暇があってもずっと労働時間が長くて、くたくたで旅行に行こうという気にはなかなかないと思います。

そこで、私は大臣に改めてお聞きしたいと思ひますけど、観光立国と言うならば、先ほど御説明いただいた視点とはまた別に、国民の所得、そして時間のゆとりができるように、長時間労働の是正でありますとか休暇を保障する、そして国民の家計の懐を暖めると、これが極めて重要な施策だと思ひますけど、この点をどういうふうにご認識されてどういうふうにご検討を図られているか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 正に、根本的にはそのことだろうと思ひますけれども、我々としてはましては、そういう、例えば所得が下がっても下がらないような工夫としていろんなことがあると思ひます。例えば、安く旅行をしていただけたら、気軽にしたいんだけど、そういうようなことに資する施策というものをやらなければならぬのではないかと今思ひます。

平成十七年三月及び十八年三月に、観光関係者、地方公共団体、一般の国民の方などが参加する長期家族旅行の推進に関するフォーラムというようなものを開催をいたしまして、休暇の取得とか割引料金の普及に関する世論の喚起を図ってきたところがあります。

私どもの地元ですが、関西では、スルッとKANSAIと。スリーデーチケットなど交通施設に

おける弾力的な料金体系、これは三日間乗り放題、どこへでもというもので、足を確保しよう、安く確保しよう。あるいは、もう有馬温泉では、ここへ載っていないのがちよつと残念、城崎は載っていますけれども、泊食分離、旅館に泊まると豪華なもうお食事付きで何万円となつちゃうわけですけれども、泊まるだけと、それから、お風呂に入つて泊まるだけ、御飯は外で食べていただいて結構というようなことを導入した宿泊プランの作成は旅行に関する費用の低廉化といった点で非常に有効なことであると思ひます。

こうした取組を一層進めるための施設について広く有識者の意見を聞く場を設けて広く議論を行うとともに、今後とも各省庁とも連携を、観光立国の実現のための施策を推進していきたいというふうに思ひます。所得を上げるといふ努力の方が大事でござい思ひますけれども、上げられない場合でも出ていただけたらということも考えておりますので、よろしくお願ひします。

○小林美恵子君 所得を上げることが大事であるという御答弁をされました。ならば、やっぱりそちらの方にもつと力点を置いていただきたというこのことを私は強調しておきたいと思ひます。

今紹介しました国民生活とは逆に、この間の政府の観光施策はどうだったのだろうかとお聞きしたいと思ひます。一九八七年のリゾート法の制定時からのこの間の観光施策の実施に要した経費ですね、これ申し訳ございません、簡潔に金額だけお答えいただけたらいいでしょうか。

○政府参考人(柴田耕介君) 過去十年で申し上げます。国土交通省の観光部門の予算ということにつきましては四百四十億円でござい思ひます。

過去の観光白書におきまして、次の年度の観光施策全体ということで道路とか下水道、空港、鉄道整備、こういった広く観光振興に資する費用を含んだものといたしましては、一九八八年から二〇〇三年までの十六年間で八十五兆という数字が観光白書の末尾には掲げられておりますが、合計

したものでござい思ひます。

○小林美恵子君 今御説明いただきました金額でございましたけれども、リゾート法推進の当時の経済界の宣伝を見ますと、観光産業は新たな経済発展の核となり、新しい雇用を創出するところありました。ところが、観光消費の停滞、過剰投資で結局は破綻をしてきたと言わざるを得ないと思ひます。この点、まず大臣はどのように御認識されているでしょうか。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 近年、旅行市場の構造といひますか動向が、昔前のように団体旅行、バスツアーとか多人数による団体旅行というものが個人、小グループへの旅行へと変化をしていくことが顕著でござい思ひます。そういう旅行者のニーズの変化に対応し切れないところは観光客が減少し、苦戦しているということが現実であるというふうに思ひます。

したがって、政策もそういう動向に合わせて適時適切に手を打っていかねばならない、そのように思ひます。

○小林美恵子君 二〇〇四年の二月に政府がお出しになりました総合保養地整備法の規定に関する基本方針、これを拝見しますと、企業の開発意欲が減退してきたとか、国民の滞在型余暇活動に対する潜在的な需要が顕在化していないとかいうのがあるんですけども、方針の一つにこうした基本構想の廃止を含めた抜本的見直しを掲げていると、これは私、大変大事だと思ひます。

それをちよつと強調しておいて、最後の質問になるかと思ひますけど、今回の出された法案には国際競争力の高い魅力ある観光地形成と、しかも観光産業の国際競争力強化がうたわれております。法案十四条には、観光地への空港、港湾、鉄道、道路、駐車場、旅客船など、観光の基盤整備も盛り込まれております。国際競争力に目を向けてと、そういうふうになりますと、かつてのリゾート法のように大型な開発になりますとして観光地を結

局は疲弊させていくと、こういう二の舞にならない保証はあるのかと、この点、大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 地域が、国土形成法等で広域地域の計画というものが作られるわけですが、そういうところが、この広域の地方は何を売りするのか、そして、日本は少子高齢化が非常に進み、また人口減少社会にまで入っているわけです。そうなりますと、日本の活力を維持し、また持続的な成長を続けていくためには、やはり近隣諸国からの来客というものを目指さざるを得ないと思ひます。

二〇一〇年に一千万人といひまして五割増しのことをやるというわけですから、それはやはり人口十三億人を抱える中国というところからどうしてこちらへ来ていただくかということを考えざるを得ません。それを考えたときに、日本は周りが全部海でござい思ひます。その海を越えて来られるわけですから、そこには国際的な空港、あるいは港湾というものを造らなければという人たちに来てもらうわけにいかないわけにござい思ひます。

したがって、それを、そこへ来ていただいた方を自分たちの歴史や風土や自然環境という、あるいはお祭りもありましょう、あるいは魅力ある食材、そういうものもあると思ひますけれども、そういうところへどうその人々を誘導していくかという、道路のネットワークというものもつくつていかなければならないと思ひます。

決してこれが無駄にならないように、その地方で自主的、自律的に考えていただきたものを、上から押し付けるのではなく、我々国が支援をさせていただく、そういう精神で取り組んでいきたいと思ひます。

○小林美恵子君 先ほど大臣は、訪日客、観光、近隣諸国の方から来てもらわないといけないう、やっぱり一千万人目指さなくちゃいけないというふうにおっしゃいましたけれども、冒頭、国内の観光消費でいきますと、やっぱり日本の国民の皆さんが観光されることが重要だと思ひます。

しゃいました。その点からいくと、軸をどこに置いているのかなと、ちよつと今の御説明を聞いてもまだ矛盾する点があるかなというふうに私は思うでございますけれども。

いずれにしても、国際競争力というふうに見板を掲げたことで地域の振興とか地域の観光が疲弊しない、そのことをしっかりと担保されることを私は改めて強調をさせていただきまして、質問を終わりたいと思います。

○ 洲上貞雄君 社民党の洲上でございます。

九・一一以降、国内外においてテロ対策が強化をされていますが、旅行者や観光客、利用者がより安全に移動できるようにすることがやはり観光振興にとっては大変重要なことだと思います。そのために、各交通機関における安全対策が急がれるところですが、これまでの各交通機関に対する取組がどのようになされてきたのか、今後どのように取り組もうとしているのか、お伺いをいたします。

○ 政府参考人(平山芳昭君) お答えいたします。

今先生御指摘のとおり、公共交通機関の安全、非常に重要な観点ということで、最重要課題の一つとして取り組んでおります。

具体的には、いわゆる国際交通セキュリティ大い合を日本で主催いたしまして、各国との連携を図る、その中でやはり交通機関のテロ対策は非常に重要だということを強調させていただいております。

また、各事業者としては総点検を実施しておるわけですが、具体的に、航空におきましては、例えば旅客や手荷物等に対する保安検査の厳格な実施をさせていただいておりますし、鉄道におきましては、監視カメラ等を増設しまして、日ごろから見える警備という形で強化をさせていただいております。また、国際航海船舶あるいは国際港湾施設という部分につきましても、保安強化ということを具体的な措置として講じさせていただいております。

また、今般の北朝鮮の核実験事案を受けまして、十月に追加の制裁措置というのを閣議決定させていただきまして、その際にも、国民の皆様が不安を除くという観点から、同日に所管の公共交通事業者に対して、テロ等安全対策に対する注意喚起ということの徹底を指示させていただきまして、また、こういう安全対策というのは日ごろから継続的に行うことが重要だと思っておりますので、年末年始の安全総点検に合わせまして、更に再度いわゆるテロ対策を徹底を図るように指示をさせていただいたところでございます。

いづれにいたしましても、この関係、我が省だけでできるという問題でございせん。警察等関係省庁とも十分連携をしまして安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○ 洲上貞雄君 法務省にお伺いいたしますが、空港での入国審査は安全対策上大変重要なことだと思いますが、慎重になればなるほど審査時間や待ち時間が長くなるという問題が発生しております。法務省ではその対策としてセカンダリー審査やプレクリアランス審査といった制度を導入されておりますけれども、その具体的な効果についてお伺いをいたします。

○ 政府参考人(稲見敏夫君) お答えいたします。

法務省では、観光立国の推進に資するため、審査待ち時間を全空港におきまして二十分以下にすることを目標に取り組んでおるところでございます。

具体的な取組について御説明いたします。

委員御指摘のございましたセカンダリー審査でございますが、これは成田、関空、中部の国際空港での取組でございます。具体的には、私どもの入国審査官が入国目的に疑義があるなど慎重な審査が必要だと判断いたしました場合には、早い時点で通常の審査ブースから別の場所に御案内して審査をさせていただく。そうすることによりまして、その外国人の方の後ろでお待ちになっております大多数の問題のない外国人の方の待ち時間の長時間化を回避しようというやり方でございます。

す。

その結果でございますが、成田空港ではこの一か月、毎日毎日の最長の待ち時間、実は凸凹がございまして、おおむね二十分台の半ばで推移しておるところでございます。冒頭申し上げました目標からまだ大分差がございまして、若干の短縮が図られているというところでございます。

それからもう一つ、プレクリアランスでございますが、これは地方空港への対応でございます。御案内のように、日本全国の地方空港にチャーター便で大勢の外国人の方がお見えになっておりますが、このチャーター便の出発地を調べてみますと、韓国と台湾の二つの空港に集約されております。そこで、この台湾と韓国の二つの空港に私どもの入国審査官を派遣いたしまして、その空港でのチェックインから搭乗までの時間、この空き時間を活用させていただきまして所要の事項をチェックさせていただく。そうすることによりまして、日本に到着してからの待ち時間を短縮すると、こういうものでございます。この結果でございますが、このプレクリアランスを実施した便の外国人の方の日本での待ち時間、これは実施しなかつた便の二分の一以下、おおむね二十分以下に収まっているところでございます。

法務省といたしましては、今後とも、審査待ち時間の短縮に全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

○ 洲上貞雄君 入国審査については、今報告ありましたように主要な空港では臨機応変な対応がなされ改善をされていると思いますが、一種以外の地方空港においては十分な改善が取られていないと思います。不定期便、チャーター便への臨機応変な処置というものは大変重要だと思っておりますが、これもまた一定の限界があることだと思います。

したがしまして、地方主要空港では、国際定期便が定刻より早く到着する場合は機内待機となることとなります。国際定期便が離発着するような地方主要空港については、適切な審査官の配置、それから臨機応変な審査対応を実施する必要がありますが、

と思いますが、その点、いかがでございますでしょうか。

○ 政府参考人(稲見敏夫君) お答えいたします。

御質問の成田、関西空港、中部空港以外の地方空港についてでございますが、これまでも各空港を管轄しております私どもの個々の出張所の審査要員を確保すると、必要な体制整備に努めてきたところでございますが、これに加えて、本年度は、個々の出張所の審査要員だけでは円滑な審査がどうもできない、事前に実は私ども情報を入力しておりますので事前に分かるんですが、そういう場合に付随して、審査の支援、応援、そういうのを専属的に入国審査官を新千歳空港と羽田空港の出張所に十六名増員の上、配置しております。それで臨機応変な対応ができるよう、体制を整えているところでございます。

法務省といたしましては、今後とも、地方空港における出入国審査手続の円滑化、迅速化のため所要の体制整備に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○ 洲上貞雄君 法務省関係についてはこれで質問を終わりますから、退席して結構でございます。

続きまして、外国人の国内観光旅行への支援促進のための環境整備を図ることは大変重要なことであります。特に、駅、ターミナル等の交通結節点の整備、モーター車の乗り継ぎの利便性を高めるためのアクセス整備は重要だと思います。また、旅行者利便の施策として、案内標識の統一、整備、主要駅におけるカーットの設置、新幹線車内における大型荷物置場の設置など、利用しやすい公共交通機関の確立が必要だと思いますが、これまで取り組んでこられた支援内容と今後の取組方についてお伺いをいたします。

○ 国務大臣(冬柴鐵三君) 洲上先生御指摘のとおりでございますが、観光立国実現のためには、外国人観光客を含め旅行者が旅行しやすい環境を整えることが非常に重要だと思います。とりわけ、外国人旅行者にとりましては、その母国語、外国

語による案内表示の不足ということは決定的になると思います。

そのために、昨年、外客来訪促進法というものを改正をいたしまして、公共交通事業者等に対して、外国人旅行者の利用が多く見込まれる区間を指定し、外国語等での案内表示の実施を義務付け、これを促進しております。例えば、鉄道では関西空港から難波間を始め百八十五の区間を指定しております。今年度末までに計画の提出を行わせることとしております。

さらに、日本人の気が付かない点にきめ細かく対応するために、観光関係事業者の方々にも同席していただきまして、日本在住の外国人の方々から直接御意見を伺う機会を設けました。

また、海外からの留学生等の協力によりまして、成田国際空港やあるいは関西国際空港周辺で外国人によるひとり歩き点検隊ということを実施いたしまして、空港での情報提供の内容や方法について幅広くアドバイスをいただきました。さらに、今後、福岡空港周辺等三か所でも同様の点検を行うこととしております。

以上のような取組を強化してまいりたい、言葉の問題としてはそういうふうにしていきたいと思っております。

○政府参考人(柴田耕介君) ただいま新幹線等の特急列車内でのトランクスペース等の確保についての御指摘もございました。

一般的に優等列車の車内設備につきましては、空港アクセス、ビジネス、観光等といったその列車の役割や利用状態、走行距離、乗車時間などを総合的に勘案して決定されております。JR東日本の成田エクスプレス、国際空港アクセス鉄道の特急列車につきましては、トランクを持ち運ぶ利用者が大変多いことを踏まえまして、車内にトランクスペースが確保されております。また、沿線にスキー場が多い長野新幹線では、スキー板の収納にも配慮した大型の荷物置き場が車内に設置されております。

しかしながら、新幹線におきましては、できる

だけ多くの座席数を確保するために、原則としてトランクスペースは設置されておらず、車両最後部座席の背面と壁の間のスペースの活用を御案内するなどにより、臨機応変な対応が行われているというふうに承知しております。

今後、大型トランクを持つ旅客の状況等を踏まえ、必要に応じてトランクスペースの増設を検討されていくというふうに考えてございます。

○洲上貞雄君 とりわけ新幹線におけるそういう大型荷物を設置するところ、利用者を多く座らせたいという気持ちは分かりますが、そういう施設も必要だと考えますので、適切な御指導をよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、観光需要を創出するには、やはり観光客を引き付ける魅力ある観光地づくりが重要だと思います。地域における各事業者が独創的にかつ持続可能な地域開発や体験学習を始めた交流拡大や地域振興など積極的に取り組めるように、観光ルネサンス、まちづくり交付金、それから外客来訪促進計画、元気な地域づくり交付金など、各種取組の連携強化というものが必要ではないかと考えますが、その点はいかがでございますでしょうか。

○政府参考人(柴田耕介君) 先生御指摘のとおりでございます。国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを効果的に進めていく上からも、地域の観光地づくりの取組を総合的に、いわゆるハード、ソフト、こういったものが一体となって進められていくということが大事でございます。

このため、例えば岡山県の倉敷市におきましては、平成十七年度からまちづくり交付金の活用による伝統的な建造物が並ぶ倉敷川河畔周辺における電線類等の地中化や商店街の景観整備等と併せて、民間組織による地域の創意工夫を生かした地域観光振興の取組を支援する観光ルネサンス事業によりまして、伝統的な日本家屋で茶道や着物の着付けなどを体験する外国人向けの倉敷文化体験コースの実施、また多言語案内標記の整備などの取組を積極的に支援しているところでございます。

す。

今後とも、関係省庁も大変多うございましていろんな取組が行われております。こういうものも観光関係省庁連絡会議、そういった場での連携も図りながら、連携を取りながら物事を進めていきたいというふうに考えてございます。

○洲上貞雄君 観光需要の創出に当たっては、持続可能な観光開発の観点からも既存のインフラの活用が大変私は重要であると思っております。既存のインフラを最大限活用した中で新たな観光資源として魅力が引き出されるものと思えますし、既存のインフラの活用についてどのように考えておられるか、質問いたします。

○政府参考人(柴田耕介君) お答え申し上げます。

既存のインフラ、こういうものの有効活用というのも大変重要でございます。大変新しい試みとしては、近代化遺産とか産業観光というようなことで、従来からあるような建物を若干リノベーションするような形、そして京都なんかでは町屋の活用、これは町屋の活用というのは全国各地でも行われております、こういうものは日本の原風景といえますが、生活で文化などが染み込んだ要素でございます。

こういうのも十分活用しながら取組を進めていきたいと思えますし、そういう取組に対する支援措置も充実してまいりたいというふうに思っております。

○洲上貞雄君 最後の質問になりますけれども、この基本法をつくることによって何を变えようとし、何が变わろうとしているのか、そして経済効果はどの程度を考えられておられるのか伺いして、質問を終わります。

○政府参考人(柴田耕介君) 基本法に盛り込まれた各種の施策、そして考え方を踏まえまして、また観光立国推進基本計画というのを閣議決定で定めることになってございます。こういうものを踏まえまして、総合的かつ効果的に事業を実施していきたいというふうに考えております。

○洲上貞雄君 終わります。

○委員長(大江康弘君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

観光立国推進基本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大江康弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤本君から発言を求められておりますので、これを許します。藤本君。

○藤本君 私は、ただいま可決されました観光立国推進基本法案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合及び国民新党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

観光立国推進基本法案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法に基づく観光立国推進基本計画の策定に当たっては、観光行政強化の観点から関係各省庁が密接な連携の下に施策を講ずることを旨とするともに、その作成過程で幅広い関係者の声を反映するよう努めること。

二、地方公共団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、やる気のある地域による知恵と工夫にあふれた観光振興の取組を支援することにより、交流人口の拡大と魅力ある地域づくりの推進に努めること。

三、日本の伝統と文化を体現し、もてなしの心により観光立国を支える旅館業をはじめとした観光に関わる中小企業について、その経営

基盤を確立するための施策の充実に努めること。

四、景観法に基づく良好な景観の形成を推進するとともに、心ない観光客による落書きやごみの放置などの行為から美しい自然や文物、景観を保護するため、観光客のモラルの向上を図るための施策に努めること。

五、より柔軟に休暇を取得しやすくすることに
より、国民が旅行しやすい環境を整え、観光需要を創出するため、産業界と連携して国民的な運動の推進に努めるとともに、家族旅行等に係る児童生徒の休暇制度その他の制度面における検討を行うこと。

六、国際会議、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市などを通じた観光交流の拡大に努めること。

七、高齢者・障害者等移動制約者の円滑な移動の確保に資する施策を一層促進するとともに、交通機関・高速道路などの交通施設における弾力的な料金体系の導入等により、旅行に関する費用の低廉化の促進に努めること。

八、観光立国の実現に関する施策の遂行に当たっては、各省庁の横断的な英知を結集しながら、総合的、効果的かつ効率的に行い、行政改革の趣旨を踏まえて、観光庁等の設置の実現に努力すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(大江康弘君) ただいま藤本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大江康弘君) 全会一致と認めます。よって、藤本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、冬柴国土交通大臣から

発言を求められておりますので、この際、これを許します。冬柴国土交通大臣。

○国務大臣(冬柴鐵三君) ただいまの本法案に対する附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重させていただき、関係省庁との連携を図りつつ、観光立国の推進に努力してまいりる所存であります。

ありがとうございます。

○委員長(大江康弘君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大江康弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大江康弘君) 次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。冬柴国土交通大臣。

○国務大臣(冬柴鐵三君) ただいま議題となりました特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件につきまして、提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認め、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止を実施しました。これについて、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであります。

以上が本件を提案する理由であります。次に、本件の内容について、その概要を御説明

いたします。

本件は、同法第三条第三項の規定による平成十八年十月十三日の閣議決定に基づき、同年七月五日より六か月間にわたる万景峰92号の本邦の港への入港禁止の実施を決定した同年七月五日の閣議決定を変更し、同年十月十四日より平成十九年四月十三日までの六か月間にわたり、すべての北朝鮮籍の船舶の本邦の港への入港禁止を実施することについて、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めることを内容とするものであります。

以上が、本件の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、本件につき速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(大江康弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本件に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

十二月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、公営住宅などでの生存権の保障に関する請願(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)

第八四七号 平成十八年十一月二十九日受理
公営住宅などでの生存権の保障に関する請願
請願者 名古屋市中区平針南一ノ二〇六
佐藤正憲 外千五百七十一名

紹介議員 井上 哲士君

不況と政府・与党の悪政で富める者は一層富み、貧しい者は一層貧しくなる格差社会が広がっている。生活保護基準は、最低賃金や工賃、国民健康保険税・料の減免や就学援助などの基準になつていくとともに、暮らしに困ったときの最後

のとりである。生活保護費を引き下げることは国民生活にかかわる制度の切下げにつながる。生活保護や年金、各種手当を引き上げることが国民生活の向上につながる。税金は生活費に課税しない原則が確立されており、定率減税廃止、消費税引上げ、配偶者控除や扶養控除、社会保険料控除や医療費控除の廃止・削減は、この原則に反する。さらに、課税することが好ましくないといわれてきた社会保障給付に税金を掛けることは不平等を更に広げる。二〇〇五年四月から就学援助のうち生活保護基準を超える世帯への国庫負担が廃止されたため、地方では支給基準が引き下げられたり、支給項目や金額が削減されている。政府は、公営住宅に入居できない世帯が増大していることを理由に、入居している世帯に対する追い出しを強めている。もともと低い入居収入基準を超える世帯との間に差が生じ、名義人が死亡したときなどの承継は原則として配偶者しか認められない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、公営住宅を大量に建設して希望する低所得者が入居できるようにすること。当面、入居できない低所得者に家賃補助を実施すること。家賃値上げや追い出しをやめ、安心して住み続けられる公営住宅にすること。

第八四八号 平成十八年十一月二十九日受理
公営住宅などでの生存権の保障に関する請願
請願者 大阪府岸和田市磯上町三ノ一九ノ
一九 鹿毛利幸 外千五百七十一名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八四九号 平成十八年十一月二十九日受理
公営住宅などでの生存権の保障に関する請願
請願者 茨城県取手市東六ノ一三ノ二九
若林卓 外千五百七十一名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五〇号 平成十八年十一月二十九日受理
公営住宅などでの生存権の保障に関する請願
請願者 青森県弘前市浜の町西二ノ五ノ七
小山内仁美 外千五百七十一名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五一号 平成十八年十一月二十九日受理
公営住宅などでの生存権の保障に関する請願
請願者 横浜港南区港南台六ノ一ノ一七
ノ二〇三 早乙女幸男 外千五百
七十一名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五二号 平成十八年十一月二十九日受理
公営住宅などでの生存権の保障に関する請願
請願者 大阪府北区中津七ノ六ノ六 荒木
博 外千五百七十一名

紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五三号 平成十八年十一月二十九日受理
公営住宅などでの生存権の保障に関する請願
請願者 青森市三内丸山一四七ノ三九 齋
藤寿一 外千五百七十一名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五四号 平成十八年十一月二十九日受理
公営住宅などでの生存権の保障に関する請願
請願者 広島県呉市押込六ノ一八ノ三三
沢房香 外千五百七十一名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五五号 平成十八年十一月二十九日受理
公営住宅などでの生存権の保障に関する請願
請願者 茨城県取手市東六ノ六三ノ九 渡
辺雅夫 外千五百七十一名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

十二月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、観光立国推進基本法案(衆)

一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入
港禁止の実施につき承認を求めるの件

観光立国推進基本法案

観光立国推進基本法案

観光基本法(昭和三十八年法律第百七号)の全部
を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 観光立国推進基本計画(第十条・第十
一条)

第三章 基本的施策

第一節 国際競争力の高い魅力ある観光地の
形成(第十二条―第十四条)

第二節 観光産業の国際競争力の強化及び観
光の振興に寄与する人材の育成(第
十五条・第十六条)

第三節 国際観光の振興(第十七条・第十八
条)

第四節 観光旅行の促進のための環境の整備
(第十九条―第二十五条)

第四章 国及び地方公共団体の協力等(第二十
六条・第二十七条)

附則

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴する
ものであって、その持続的な発展は、恒久の平和
と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文

化的な生活を享受しようとする我らの理想とする
ところである。また、観光は、地域経済の活性
化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域
にわたるその発展に寄与するとともに、健康の増
進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて
国民生活の安定向上に貢献するものであることに
加え、国際相互理解を増進するものである。

我々は、このような使命を有する観光が、今
後、我が国において世界に例を見ない水準の少子
高齢社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込
まれる中で、地域における創意工夫を生かした主
体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛
着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実
現を促進し、我が国固有の文化、歴史等に関する
理解を深めるものとしてその意義を一層高めると
ともに、豊かな国民生活の実現と国際社会におけ
る名誉ある地位の確立に極めて重要な役割を担っ
ていくものと確信する。

しかるに、現状をみると、観光がその使命を果
たすことができる観光立国の実現に向けた環境の
整備は、いまだ不十分な状態である。また、国民
のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景
とした観光旅行者の需要の高度化、少人数による
観光旅行の増加等観光旅行の形態の多様化、観光
分野における国際競争の一層の激化等の近年の観
光をめぐる諸情勢の著しい変化への的確な対応
は、十分に行われていない。これに加え、我が国
を来訪する外国人観光旅客数等の状況も、国際社
会において我が国の占める地位にふさわしいもの
とはなっていない。

これらに適切に対処し、地域において国際競争
力の高い魅力ある観光地を形成するとともに、観
光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与
する人材の育成、国際観光の振興を図ること等に
より、観光立国を実現することは、二十一世紀の
我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題
である。

ここに、観光立国の実現に関する施策を総合的
かつ計画的に推進するため、この法律を制定す

る。

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、二十一世紀の我が国経済社
会の発展のために観光立国を実現することが極
めて重要であることにかんがみ、観光立国の実
現に関する施策に関し、基本理念を定め、並び
に国及び地方公共団体の責務等を明らかにする
とともに、観光立国の実現に関する施策の基本
となる事項を定めることにより、観光立国の実
現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、
もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及
び国際相互理解の増進に寄与することを目的と
する。

(施策の基本理念)

第二条 観光立国の実現に関する施策は、地域に
おける創意工夫を生かした主体的な取組を尊重
しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことの
できる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展
を通じて国内外からの観光旅行を促進すること
が、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため
特に重要であるという認識の下に講ぜられなけ
ればならない。

2 観光立国の実現に関する施策は、観光が健康
的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役
割の重要性にかんがみ、国民の観光旅行の促進
が図られるよう講ぜられなければならない。

3 観光立国の実現に関する施策は、観光が国際
相互理解の増進とこれを通じて国際平和のため
に果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点
に立つて講ぜられなければならない。

4 観光立国の実現に関する施策を講ずるに当
たつては、観光産業が、多様な事業の分野にお
ける特色ある事業活動から構成され、多様な就
業の機会を提供すること等により我が国及び地
域の経済社会において重要な役割を担っている
ことにかんがみ、国、地方公共団体、住民、事
業者等による相互の連携が確保されるよう配慮
されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の施策の基本理念(次条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、観光立国の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、観光立国の実現に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前項の施策を実施するに当たっては、その効果的な実施を図るため地方公共団体相互の広域的な連携協力に努めなければならない。

(住民の役割)

第五条 住民は、観光立国の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(観光事業者の努力)

第六条 観光に関する事業(第十六条において「観光事業」という。)を営む者(以下「観光事業者」という。)は、その事業活動を行うに際しては、住民の福祉に配慮するとともに、観光立国の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、観光立国の実現に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。(年次報告等)

第八条 政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光立国の実現に關して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、交通政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。(交通政策審議会への諮問等)

第九条 交通政策審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、観光立国の実現に関する重要事項を調査審議する。

2 交通政策審議会は、前項に規定する事項に關し、国土交通大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 交通政策審議会は、前二項に規定する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二章 観光立国推進基本計画

(観光立国推進基本計画の策定等)

第十条 政府は、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関する基本的な計画(以下「観光立国推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 観光立国推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

二 観光立国の実現に関する目標

三 観光立国の実現に關し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、交通政策審議会の意見を聴いて、観光立国推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、観光立国推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、観光立国推進基本計画の変更について準用する。

(観光立国推進基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 観光立国推進基本計画以外の国の計画

は、観光立国の実現に關しては、観光立国推進基本計画を基本とするものとする。

第三章 基本的施策

第一節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成)

第十二条 国は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に關連する施設(以下「旅行関連施設」という。)及び公共施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

第十三条 国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他の文化、産業等に關する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備)

第十四条 国は、観光旅行者の国際競争力の高い魅力ある観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、国際交通機関及びこれに關連する施設並びに国際競争力の高い魅力ある観光地及びその観光地間を連絡する経路における空港、港湾、鉄道、道路、駐車場、旅客船その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

第二節 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(観光産業の国際競争力の強化)

第十五条 国は、観光産業の国際競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の推

進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十六条 国は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実、観光事業に従事する者の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に關する知識の普及の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

第三節 国際観光の振興

(外国人観光客の来訪の促進)

第十七条 国は、外国人観光客の来訪の促進を図るため、我が国の伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に關する情報の提供、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進、外国人観光客の出入国に關する措置の改善、通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光客の受入れの体制の確保等に必要な施策を講ずるものとする。

(国際相互交流の促進)

第十八条 国は、観光分野における国際相互交流の促進を図るため、外国政府との協力の推進、我が国と外国との間における地域間の交流の促進、青少年による国際交流の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

第四節 観光旅行の促進のための環境の整備

(観光旅行の容易化及び円滑化)

第十九条 国は、観光旅行の容易化及び円滑化を図るため、休暇に關する制度の改善その他休暇の取得の促進、観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和、観光事業者の不当な営利行為の防止その他の観光に係る消費者の利益の擁護、観光の意義に對する国民の理解の増進等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第二十條 国は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、我が国の伝統のある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第二十一條 国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第二十二條 国は、観光旅行の安全の確保を図るため、国内外の観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供、観光旅行における事故の発生の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第二十三條 国は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第二十四條 国は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に関する知識の普及及び理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光に関する統計の整備)

第二十五條 国は、観光立国の実現に関する施策の策定及び実施に資するため、観光旅行に係る消費の状況に関する統計、観光旅行者の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する統計の

整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 国及び地方公共団体の協力等
(国及び地方公共団体の協力等)

第二十六條 国及び地方公共団体は、観光立国の実現に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(団体の整備)

第二十七條 国は、観光立国の実現に関し、民間の活力が十分に発揮されるよう観光立国の実現に関する団体の整備に必要な施策を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年一月一日から施行する。

(国土交通省設置法の一部改正)

第二条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「観光基本法(昭和三十八年法律第百七号)」を「観光立国推進基本法(平成十八年法律第 号)」に改める。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。)第三

条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(平成十八年十月十三日閣議決定)に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めるとする。

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、

今般核実験を実施したとして、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。今回の事案を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

特定船舶

北朝鮮船舶のすべての船舶
入港禁止の期間
平成十八年十月十四日から平成十九年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号北朝鮮籍船舶、貨客船については、平成十八年十月十三日から平成十九年四月十三日までの間。

法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

なし

法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならぬ期日
平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項
なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

十二月十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、厳原・福江測候所の存続と防災情報発表業務の継続に関する請願(第九九八号)(第九九九号)(第一〇一三三号)(第一〇二五五号)(第一〇二六号)(第一〇二七号)(第一〇二八号)

第九九八号 平成十八年十二月四日受理
厳原・福江測候所の存続と防災情報発表業務の継続に関する請願
請願者 長崎県五島市奈留町浦四六八ノ三
三 古木美津隆 外三百九十九名
紹介議員 測上 貞雄君

気象庁は、平成一八年度から五年間で現存する全国四六か所の測候所を原則廃止する方針を打ち出し、六月に政府方針として決定された。長崎県では、厳原測候所と福江測候所が対象となる。長崎県でも毎年のように台風や大雨による災害が発生しており、気象観測の自動化は限界を持つものであること、台風や大雨、地震や火山噴火など異常気象時の防災対応には人間の果たす役割が重要であること、防災情報は地域の防災機関との日常的な結び付きの上で効力を発揮するものであること、地域住民への気象サービスが低下することなど、気象庁は、現在、厳原測候所で発表している吉岐・対馬地方及び福江測候所で発表している五島地方の気象警報・注意報等の防災情報発表業務を廃止し、平成一九年四月からは長崎海洋気象台で発表する計画を明らかにした(既に天気予報は平成一六年一二月から長崎海洋気象台で発表)。

長崎海洋気象台では現在担当している県内六地域の予報区に加え、合計一一地域の気象警報・注意報等を発表することになる。吉岐・対馬、五島地方は離島であり、気候特性には特異なものがある。地域の気象特性を的確にとらえ、迅速な対応が求められる厳原・福江測候所の果たす役割は今後も重要である。

ついては、次の事項について実現を図られた。
一、厳原測候所・福江測候所の廃止は行わないこと。
二、厳原測候所・福江測候所の防災情報発表業務の廃止計画を撤回すること。
三、厳原測候所での吉岐・対馬地方、福江測候所での五島地方の天気予報発表を復活させること。

二、厳原測候所・福江測候所の防災情報発表業務の廃止計画を撤回すること。
三、厳原測候所での吉岐・対馬地方、福江測候所での五島地方の天気予報発表を復活させること。

二、厳原測候所・福江測候所の防災情報発表業務の廃止計画を撤回すること。
三、厳原測候所での吉岐・対馬地方、福江測候所での五島地方の天気予報発表を復活させること。

二、厳原測候所・福江測候所の防災情報発表業務の廃止計画を撤回すること。
三、厳原測候所での吉岐・対馬地方、福江測候所での五島地方の天気予報発表を復活させること。

と。

第九九九号 平成十八年十二月四日受理

厳原・福江測候所の存続と防災情報発表業務の継続に関する請願

請願者 長崎県対馬市上対馬町大浦三八〇

ノ一 梅野則仁 外三百九十九名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第九九八号と同じである。

第一〇一三号 平成十八年十二月五日受理

厳原・福江測候所の存続と防災情報発表業務の継続に関する請願

請願者 長崎県大村市玖島二ノ四一五ノ一

藤本圭 外百九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第九九八号と同じである。

第一〇二五号 平成十八年十二月五日受理

厳原・福江測候所の存続と防災情報発表業務の継続に関する請願

請願者 長崎市西北町二二ノ五 渡辺幸

外百九十九名

紹介議員 加藤 敏幸君

この請願の趣旨は、第九九八号と同じである。

第一〇二六号 平成十八年十二月五日受理

厳原・福江測候所の存続と防災情報発表業務の継続に関する請願

請願者 長崎県対馬市峰町三根一、三二二

ノ二五 中村誠也 外百九十一名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第九九八号と同じである。

第一〇二七号 平成十八年十二月五日受理

厳原・福江測候所の存続と防災情報発表業務の継続に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷五

五七 大安康博 外百九十九名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第九九八号と同じである。

第一〇二八号 平成十八年十二月五日受理

厳原・福江測候所の存続と防災情報発表業務の継続に関する請願

請願者 長崎県諫早市永昌東町二ノ九ノ

二〇一 橋爪恵子 外三百九十九

名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第九九八号と同じである。

平成十八年十二月二十日印刷

平成十八年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局